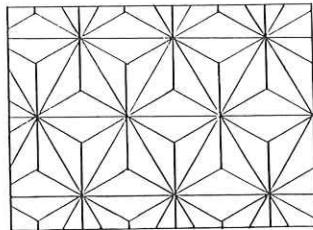


第三章
近世の城崎



麻ノ葉

第一節 幕藩体制の確立と城崎

(1)湯島の呼び名

湯島 円山川の一支流、大谿川は、竹野村境のいもぢもどし峠に源を発して、約五メートル東流し温泉街
湯島を貫流して円山川に合流している。

この市街を昔から「湯嶋」「湯嶋の湯」と称している。この地域は、江戸時代から一行政区、一単位としての「湯嶋村」である。明治維新にあたり政府は、雑多な村々の整理合併をすすめ、二二一〇の村々はそれぞれ合併したが明治七年十一月、豊岡県に提出された「村限調書」では、湯島村の人口は一、三三二九人、戸数三二〇とある。この戸数は、江戸時代を通して余り大きな変化はなかつたようだ。

明治二十二年（一八八九）四月三日、「町村制」の施行にあたり、湯島村・今津村・桃島村、三村は合併して新しい「湯島村」が成立した。これより二年前、明治二十年（一八八七）「地方税負担区改正取調簿」によれば、湯島村の人口は一、四八九人、戸数は三〇八とある。

その後、明治二十八年（一八九五）三月十五日、湯島村の地域が、町制をしいて「城崎町」となつた。そのときの人口は二、二八九人、戸数四三四戸とある。江戸時代を通して二百～三百戸の村であつたが、明治初めから大きく飛躍発展した。旧湯島地域は、温泉と山林を含めた「湯島財産区」を設置していくにいたつている。温泉街である「大字・湯島」の地域は、湯島と呼称されていた。

桜井勉の『校補但馬考』に、「…按するに此の地の名、上古は大溪おおなみといひしを、湯泉あるゆえ、俗に湯嶋と唱へて、終に古名を失へり…」とある。

河合章堯の『但馬湯嶋道之記』には、「…昔は、嶋にてありしと傳う。今この辺新田多し…」とある。呼び名の由来 明らかなことはわからぬが大体十四世紀ごろと思われる『温泉寺文書』によると、左のよう

にみえてい

但馬国城崎郡田結郷温泉寺

寺領田地之事

合 八町五段四坪

湯嶋田地之内ニテ 御寄進申候処 并山林竹木共ニ 相違無ク、以後末代別条有ルベカラズ候
末代ノタメ御寄進状 龜鑑 件ノ如シ

應永十一年（一四〇四）三月三日

通泰 ㊞

温泉寺 別當

また同年温泉寺伽藍再建について、入浴者一人につき十文ずつ寄進せしめることの文書が二通あるが、應永とは室町時代の初めで應永十一年は足利義満のころである。すなわち公文書の上からこの時期以前に「湯嶋」

の呼び名はない。

江戸時代以降においては、すべての文書に「湯嶋村」と記してある。たとえば「末代山温泉寺縁起帖」の多くはこの時期に書写されているが、それには「但馬国城崎郡湯嶋温泉寺縁起」とある。寺領御免代官之状に「但馬国城崎郡湯嶋村ノ内ニテ高六石并山林共任免判之旨、不可相違有」。慶安五年（一六五二）壬辰五月廿日杉原帶刀重玄（重元）、山門の「末代山」扁額下旨についての代官の書状に、「拙者支配所、但州城崎郡湯嶋村温泉寺御額之儀云々」。

以上のこととは、中世末秀吉の「太閤検地」により、従来の郷村から行政村として村切り政策を行った結果といえる。湯嶋村が、行政村としてその名が文書に記されるようになつたことを示す。すなわち湯嶋が、初めて村として公式に呼び名がとなえられるようになった。

中世の村の姿

鎌倉時代の荘園は『太田文』にも示す通り、全国の半ばに達し農民は全く奴隸的に扱われていた。その農民が小百姓として成長するに従つて、大名主を中心経済的にまた日常生活の上で一つにまとまって行動するようになり、室町時代になるとあちこち散らばつていた農家が一ヵ所に集まつて村づくりが始まり、戦国の頃からはいよいよその傾向が強まり、いまわれわれが知る近世の村がつくられるようになつた。

この時期が湯嶋村の形成期である。そして「湯嶋」から「湯嶋村」と呼称が変り、農民が結束してつくり上げた近世における村のその成長に、湯治場としての名声が伴つて繁栄に結びつくのは大分のもののことである。なお中世の日本史上南北朝の争乱で、六十年の間の農民の疲弊は甚だしく、土一揆が頻発している。そのこ

ろの加賀一揆は守護富樫氏を滅亡させた大きな一揆であった。そして応仁・文明の乱（一四六七～一四七八年）以後には、自治村落が発展し「郷村型」が展開していく。そして織豊の桃山時代にいたって、農民の登録制が強力に行われて太閤検地・刀狩り・身分の区分・戸口調査が実施された。かくして年貢を課するための近世の村として「湯嶋村」もつくられた。

現在の城崎町内の村々もみな同じである。

江戸初期の温泉寺文書――『温泉寺造営寄進状事』に、「本堂、千歳の星霜を経て、上漏下湿う。法師祐照十六世、この廃毀を視て激嘆に堪へず方口の弘願を起して覆簷の微力を致さんと欲して、宝永二乙酉年（一七〇五）七月十六日、当邑奥口薬師講中に相談し、当邑此州入湯旅客十万人講勸化して、漸く正徳三癸巳年（一七一三）六月十七日に至り、修造の素望成就するものなり。再當より六年過ぎ、享保三戊戌年（一七一八）三月供養を修す。

三月十三日より十四日まで二十三日に至る結願なり、衆僧、美含・七味・当郡・丹後丹波等の寺方にこれを請う。已上七十余人也」とある。当時は城崎が繁栄に向いつつある時代であつたから、各村々こぞつて寄進したものでその一、二を寄進帳から拾い出してみよう。

来日邑

小桙木 捨本 庄屋辻太夫

三十本 年寄弥左衛門

三十本 年寄太郎太夫

第一節 幕藩体制の確立と城崎

小檜木十本	煙上村	小檜木十本	庄屋久右衛門	上山邑	隅木百二十匁	庄屋九兵衛
小檜木十本	結村	小檜木六本	庄屋三郎太夫	簸磯邑	小檜木十本	年寄惣右衛門
小檜木十本	瀬戸村	銀子拾五匁	庄屋小左衛門	二本	同人内方	
小檜木十本	飯谷村	銀子拾五匁	庄屋與左衛門			
小檜木十本	庄屋与左衛門	銀子拾五匁				



写45 東山公園より町内を望む

桃嶋村

銀子 百匁 庄屋佐右衛門

近世の村と検地 豊臣秀吉が天下を統一してまず第一に着手したのは検地であった。中世の「郷」や「莊園」単位の「村落」を区切つて、年貢を割付ける「村」を設けた。そして直ちにこの村を単位に検地を行つた。「太閤検地」として歴史上有名な重要事項の一つであるが、検地はその後江戸時代の早い時期に各藩とも一斉に実施している。これを古検地という。

寛文八年（一六六八）京極氏は丹後田辺（いまの舞鶴）から移封されたが、寛文十年から十カ年の大事業として検地を行つてゐる。

延宝三年（一六七五）は桃嶋村、延宝五年（一六七七）には結村から田結村までの円山川東地域に、延宝八年（一六八〇）は奈佐谷地域におよんでこれを済ませてゐる。

享保十一年（一七二六）八代将軍吉宗以後のものを「新検地」といつてゐるが、城崎町域は京極藩減知のために享保十一年「湯嶋陣屋」、つづいて延享二年（一七四五）以降明治まで一二三久美浜代官支配地となつたが、新検地は新田開発した土地や山論や私領天領分轄のときに、村限り検地が行われてゐる。

検地帳に記載された農民は「本百姓」と呼ばれ、検地により村ごと耕地ごと石高が定められた。一地一作人の原則のもとに、一筆の耕地ごとその土地を所有耕作する一人の百姓が登録された。かくして近世の農民は封建的な身分制下に組入れられて世襲的に土地に縛りつけられ、年貢割付をうける義務を背負わされた。

江戸時代中期には天領の年貢は四公六民、その後五公五民となつてゐる。私領では六公四民のところもあつ

て各藩ごとに財政事情で異なり、のちの百姓一揆の大きな原因となつた。

「江戸時代全国の一揆」の研究によれば九、四〇〇件にもおよんだという。

湯嶋の「ムラ」 「湯嶋の湯」 城崎温泉を語るとき、必ずふれられるのは、「四所神社の由来」と「温泉寺ののおり」 縁起」である。

四所神社の由緒によれば、「和銅元年（七〇八）、元明帝の御宇、出石神社の祭神、天日槍のわが国に渡らせたまひし時、かしづき來りし日生下の子孫、日生下權之守が、夢のおつげにより、出石明神の四箇の眷族神が現われ靈異を示されたので、（四所明神）と崇めまつり、里人をいざない。此の所に宮居を建ていつきまつる…」とある。

縁起はいわゆる伝説の類であり、史実といえぬが一考してみると、

一、「紀」「記」にある天日槍の渡来を古墳時代中期（五世紀）に位置づける説は、古代史研究者の間で有力である。すなわち鉄の文化が大陸から伝來し王権が發展した時期であった。「和銅」とは日本史上で八世紀初めの奈良時代であるが、權之守といえる渡来人の子孫が此の地に住みつき村人とともに祖先を「四所神社」として斎き祀つたとある。

二、「つぎに「村人と宮居を建て…」とあるが、温泉を「カミ」として湯山主神として崇敬することは自然の姿であり、全国の著名温泉地に共通したことがらである。縁起によると四所神社は但馬一の宮（出石神社）の神靈の眷族神である。藩神といわねばならぬ。

三、「四所大明神」と称するが、ある時代單に「神」と称するより權現とか明神とか称える方が普遍的価値

がそなわって、一般庶民にぴったり感じられる風潮になつた。仏教という世界性をもつた思想からみれば日本の土着神が泥くさく感じられるようになつたのである。奈良時代には日本の土着の神に対し「権現」という仏語で呼ぶまでに到つていい。平安時代の初頭に、神仏習合思想が確立し、有力な神々に対し権現という仏まがいのものになつていく。伊勢神宮の神々さえ、土着の神でいるより真言密教の最高の位にある大日如来が垂跡したのであるとされた。権現のもつとも流行した十一世紀のころだろう。その後権現以外「明神」と呼ばれるものも現れた。

四、「日生下権之守」の呼称

古代国家の職制として守・介・掾じょう・史生があり、「権之守」は遙官を意味したのである。この縁起は、室町時代（十六世紀）に書かれたとされるが、この中世においては地方の名主級が自己を誇示して権之守を自称し職制ではないのであるが、他人からもそう尊称されていたとの説がある。中世但馬の各地に「権之守」の例は多い。

五、温泉寺の国宝仏たる千手觀音や十一面觀音は、十、十一世紀の平安仏であることと合わせ考へるといろの矛盾を感じる。

要するにこの狭い大渓の地に五世紀のころに渡来人が移り住んだ。八世紀（奈良時代）に日生下権之守なるものが里人とともに四所神社を建てたこととなる。

このような古い時代に、この谷間にどうムラができるどのような生活を始めたのであろう。

(2) 杉原氏三代の治世

杉原氏 杉原氏は代々尾張に住んでいた。七郎左衛門家次にいたり秀吉の叔母を妻として蓮尺商人をして

いたが、秀吉に従い三木・鳥取・賤ヶ岳などで戦功があり、京都所司代となり大坂城普請にも功績があつたが、その恩賞について不足があり、それが原因で秀吉の怒りにふれ、天正十二年（一五八四）九月九日福知山城内で自刃した。このころ福知山で五万石の城主であつたという。（福知山市奥野部の長安寺に、家次の五輪塔がある）。

家次には七曲と朝日という二人の妹がいた。朝日は杉原助左衛門定利の妻となりのちの秀吉の正室北政所（おね、俗にねね）を生んだ。七曲は浅野又衛門長勝の妻となり妹の朝日の生んだねねを養女として秀吉にめあわせた。このように杉原家は秀吉と非常に深い姻戚関係で結ばれていた。

家次の弟に義政があり、義政の嫡子長氏は慶長元年（一五九六）には徳川家康の麾下に入り、同五年（一六〇〇）の関ヶ原の合戦では戦功をたて翌六年に気多郡（いまの日高町域）のうち一〇〇〇石の采地を賜った。これが氣多郡杉原氏の本流である。

長房は家次の嫡子として天正二年（一五七四）近江国小谷に生れた。小谷城は浅井久政・長初代杉原長房
政の居城であり八月に陥されたばかりのところである。家次は攻略後この城を一時預つていたということだろう。

七・八歳のころ、父の自殺により叔母方の浅野家で養われ不遇な幼年時代を養育したのが家次時代の家老青山彦右衛門である。彦右衛門の忠節が報いられ、北政所のとりなしで天正十四年（一五八六）秀吉に仕え十三歳にして兵庫西台尻池で一〇〇〇石を拝領した。そして浅野長政の娘を妻とした（長政は長勝の子で北政所の

義弟にあたる）。天正十七年（一五八九）十七歳で従五位下、伯耆守に任せられ豊後国杵築の城主となり二万石を拝領した。文禄元年（一五九二）二十歳のときの朝鮮出兵には肥前名護屋城に詰めている。

慶長二年（一五九七）二十五歳で国替えがあり豊岡城主となつた。豊岡城主として拝領した土地は城崎郡全部の二万石であり、播磨三木（一万七千石）の城代も兼ねた。「寛政実修諸家譜」「杉原氏相続之覚」は、摂津尻池の一〇〇〇石を加えて計二万一〇〇〇石、「但馬國中御知高帳控」（寛永十六年一六三九）は、氣多郡・美含郡で各々一〇〇〇石を加え二万二〇〇〇石、「校補但馬考」は、別に近江の三〇〇〇石を加え計二万五〇〇〇石としている。

慶長五年（一六〇〇）関ヶ原の戦いに石田方にくみし、摂・丹・播の同勢とともに田辺の細川藤孝を攻めたので、城地没収のところ、浅野長政のとりなしで本領を安堵された（二十八歳）。

慶長十六年（一六一二）舅長政の遺言により遺領、常陸國小栗庄五〇〇〇石の拝領を合わせ二万五〇〇〇石（豊岡誌によれば三万石）となる（三十九歳）。

慶長十九年（一六一四）大坂夏の陣には家康方に味方し戦功があつた。そのとき杉原伯耆守の率いる豊岡勢は六五〇人であった（「杉原家相続の覚」四十二歳）。

寛永六年（一六二九）二月四日五十六歳で死去する。

二代重長は十四歳で家を継ぐ。寛永十七年（一六四〇）従五位下、伯耆守に叙任せらる。

徳川の外様大名であつたため一万五〇〇〇石に減知され正保元年（一六四四）二十九歳で没す。

三代杉原
帶刀重玄

重長の死後男子がなく女子一人であつたが、これに長房の娘が竹中越中守重常に嫁して生んだ三男重玄^{はさむ}を養子として迎えようと思いついたが、當時養子は禁じられていたため一応所領没収となつたが、父祖の功勞により翌年正保二年（一六四五）には旧領但馬国のうち一万石を賜り、その余りは没収され大坂代官五味備前守の支配下に預けられた。

「豊岡誌」には一万五〇〇〇石とある（城崎郡の川西で一万石、美含・氣多で各一〇〇〇石、近江三〇〇〇石）。

重玄はこのとき九歳で重元、重充ともいう。

慶安五年（一六五二）つぎの九カ寺に対し寺社領の安堵を令達する。

承応二年（一六五三）十七才で死亡したため杉原家は断絶する。杉原氏はわずか三代で治世を終つた。

（杉原氏時代の豊岡藩内寺社領免許地）

城崎郡川西地域

寺領御免 六石代官官状（前掲）

寺領 但馬國城崎郡湯嶋村之内ニテ高六石

并山林竹林共任免判之旨不可相違者也

慶安五年壬辰 五月二十日

杉原帶刀重玄

表6 豊岡藩内寺社領免許地（城崎郡川西地域）

寺社名	寺社領	摘要	要
西光寺	三石		
立正寺	二石七斗	慶安五年 （来迎寺由緒書）	
養妙寺	二石三五	五月二十日 杉原帶刀重玄 が免許	
源迎寺	五石二六		
樂寺	五石六六		
溫泉寺	一石五四		
極樂寺	六石		
本証寺	五斗一		
（本住寺）			
小田井社	四石三八		
小田井明神	一町二反	元和二年三月 「細見抄」 免許	
天神社	七斗二五	他に山林・竹林（社領安堵状）	
岡五町	八六石二五五	慶安五年一月二十三日 宵田、中、下、寺、小尾崎	
除地四町六反	八畝二五歩	（除地とは、社寺土地の租税を免除）	

温泉寺

右寺領は、杉原帶刀の伯父、伯耆守長房の時代から下されたものである。これと同じく極楽寺にも免状がある。

豊岡市戸牧の戸牧神社境内に、杉原伯耆守長房の供養塔がある。寛永六年（一六二九）二月四日建立、長房は佐野村の枝村（戸牧）を一村として取立てたので、感謝のため建立したという。

豊岡市中央町来迎寺に、長房（宝永六年二月四日）、重長（同二十一年十月二十八日）、重玄（承応二年十月十四日）の供養碑がある。

杉原氏は豊岡城主として、初代長房、

二代重長・三代重玄と五十六年間城崎町域の領主として治政にあたった（その時代は、江戸の初期であった）。二代杉原重長が家督を継いた前年の寛永十六年（一六三九）における『但馬国御知高帳』によれば、その所領村は城崎郡全村々と美含郡の一部で石高は二万二三五七石である。わが城崎町においては、約一八〇〇石で

表7 村高一覧表
寛永16年(1639)3月但馬国御知高帳
城崎町分

村名	御知高(石)	村名	御知高(石)
結	71.206	上山	102.985
戸嶋	172.287	簸磯	165.707
樂々浦	23.925	来日	276.852
飯谷	230.214	今津	118.945
		湯島	533.535
		桃島	75.431
小計	497.632	小計	1,273.455
		計	1,771,087石

ある。

(3) 極楽寺と沢庵

万年山と号し臨済宗大徳寺派に属する。室町初め応永年間（一三九四～一四二八）東福寺四世の祖、金山明袖禪師の開基（出石宗鏡寺創設者）で、その後荒廃したが江戸時代におよんで沢庵が再興した。ついで享保年間（一七一六～）俊嶺和尚が伽藍堂宇を再興外觀を改めたが、明治四十五年五月火を発し宏大なる本堂が鳥有に帰した。

本尊は薬師觀世音で、前立阿弥陀如来は江戸時代參籠の某が治病感謝のため奉納したものと伝わる。

本山大徳寺の一等地（一～八等地中）である。

山門　　宝永年間（一七〇四～）

町指定文化財

本堂　　大正七年、再建

庫裡　　大正七年、切浜の民家を移す。

檀家　　一四〇（明治代、七〇軒という）、

主な檀家は、油屋（西村姓）・井筒屋（武谷姓）・油筒屋（西村姓）の三軒と斎藤姓・谷垣姓・太田垣姓これにつぐ。

極楽寺のみどころ　　温泉街を離れた一角にあって、静寂な自然環境に恵まれ遊客の足を誘う。温泉寺の山号「末代山」に対し「万年山」



写46 極楽寺山門

の山号は興味がある。

一、極楽寺の石庭

楼門を入ると石庭が開ける。これは先代西垣宗興により

京都加茂川の赤石と吉野の青石と、どうだん木と白樺木とを四方に七五三組に造られてゐる。「禪の無言の説法に使われる」といわれる。

京都 近代造園研究所長 和田伸治郎

藤原仙太郎 両氏作
庭師

「拠 築」 昭和四十二年十一月建立

二、十牛の襖

玄関に当町出身の三宅竹隱の十牛の襖があるが、いまは内七枚のみ残つてゐる。

その牧夫・牧童の姿は、見る者に無言の教えを与える。おしむらくは三面を欠いていることだ。

三、獨鉛水

寺の裏にあつて古来より道智上人加持の水として村人がいい伝えている。無病長寿の水と称せられていまも茶の湯に用いられている。

表8 極楽寺歴代住職表

現在 大道	開山 金山	応永二十年(一四一三)十一月三日
文山	沢庵 正保	二年(一六四五)十二月一日
西垣	清道 享保	七年(一七二二)四月十四日
亮州	照溪 享保十六年(一七三一)十月一日	
棟州	中興 俊嶺	延享四年(一七四七)六月
昭和 十年(一九三五) 二十五日	定巖 端道	寛政七年(一七九五)一月十七日
養山	愚応 寛政	十年(一七九八)一月十二日
慶応 二年(一八六六) 四月十八日	夏山 文化四年(一八〇七)五月十日	寛政十三年(一八〇一)四月二十四日
明治十七年(一八八四) 二月二日	仁州 真英	文化十四年(一八一七)二月五日
昭和 三年(一九二八) 十一月十五日	文政 照山	二年(一八一九)十一月八日
昭和 十年(一九三五) 二十一日	文政 七年(一八二四) 二月九日	七年(一八二四)二月九日
昭和五十三年(一九七八) 三月十五日	慶応 二年(一八六六) 四月十八日	

獨鉛清泉 三宅竹隱

混々巖流昼夜連

万年山裡万年泉

定知応有清僧住

濯得心腸好座禪

付 豊岡市氣比の觀正寺に沢庵和尚の「円相」がある。もと極楽寺にあつたものと伝えられる。どういういきさつで氣比に移つたのか不明である。

禪僧の肖像を頂相（ちん）といい、似顔というより特別の意味がふくまれる。すなわち頂相に賛をして与えることは、その人をわが法の子として認めることがある。圓にも特別の意味がある。そのまた圓の中に一点を入れたのは、何を意味するか不明だが、この圓相の賛および圓の中の一点を入れたことは、大いに名高いものである。

金地院崇伝 「寺院法度」をつくり、沢庵の紫衣事件にも関係した

崇伝なる人物は永祿十二年(一五六九)足利義輝の家臣一色秀勝の子として生れ、足利氏没落後南禪寺の僧となる。慶長十三年(一六〇八)とくに家康から駿府によばれて、外交文書を扱い

政治的手腕を認められる。慶長十六年（一六二一）京都法寺領の検地に関係翌年家康から僧出身の板倉勝重とともに寺院のことを司るよう命ぜられ、以後幕府の寺院政策について崇伝が関係しないものではなく、家康の計画した古書収集贋写刊行にも手を貸した。

寛永八年（一六三一）六十五歳で入寂。一生を僧として政治に深いかかわりをもつた点で「黒衣の宰相」と呼ばれるにふさわしいものであった。

**沢庵と湯嶋
の坐湯**

鏡寺・湯嶋の極楽寺を往来していることが想像できるが、寛永十二年（一六三五）六十三歳のとき「痢病ニカカリ坐湯ンタ」と『校補但馬考』に記載されているが、おそらく帰但するたびに湯嶋温泉に坐湯したに違いない。そして極楽寺を宿としたことが考えられる。正保元年（一六四四）七十二歳「上京シ院参、但馬ニ帰ル坐湯ス」。この年が示寂する前年である。さらにこの年には何回もの強力な台風が室戸岬あたりに上陸したのか、旧暦八月三・四日ごろ但馬はまた洪水に悩まされている。

円山川とその支流出石川の水はあふれ、六方田圃は湖水となり豊岡の町家は何日も水に浸つたのであった。沢庵は湯嶋の温泉に浴していたが、さいわい洪水前に出石に帰っていた。そして秋も暮れてから腰をあげ、京に寄り道友や信者に心中ひそかに別れを告げ、十一月七日東海寺（品川）へ帰ったが途中風邪をひいてしまった。つぎの年の正保二年（一六四五）十一月二十九日にまた発病した。腹痛と吐き気であった。恐らく胃病であろう。それも一時小康を得てその間に名高い肖像画の贊をしている。しかし十二月十一日に東海寺に示寂した。世寿七十三歳であった。

第一節 幕藩体制の確立と城崎

表9 沢庵禪師 略年譜

昭和四十一年一月 但馬文教府編「物語り沢庵」より

年号	西暦	年令	記	事
天正元年	一五七三		沢庵出石に生れる。	
文禄三年	一五九四	二十二才	董甫に連れられ大徳寺三玄院に入る。	
慶長九年	一六〇四	三十二才	一凍が印可し、初めて沢庵と号す。	
ク十四年	一六〇九	三十七才	沢庵大徳寺首座。	
ク十七年	一六一二	四十才	沢庵堺南宋寺に居住。	
元和元年	一六一五	四十二才	大徳寺法度が發布された。	
ク二年	一六一六	四十四才	小出吉英侯にすすめ宗鏡寺を再興する（宗鏡寺は宮内にて荒廃中絶して以来二十年）。	
ク六年	一六一〇	四十八才	宗鏡寺内に投潤軒を建立し住した。沢庵宗鏡寺に住すること十有三年。	
寛永五年	一六一八	五十六才	沢庵極楽寺を再興する。	
ク六年	一六二九	五十七才	「紫衣事件」により沢庵以下六人土岐山城守にお預けとなり、沢庵は遠島三年の刑に処せられる。	
ク九年	一六三二	六十才	秀忠の死により大赦令で江戸にかかる（七月二十七日）。	
ク十一年	一六三四	六十二才	二条城にて將軍家光と初対面、ついで院参、但馬にかえり越年した。	
ク十二年	一六三五	六十三才	痼病にかゝり坐湯した。	
ク十五年	一六三六	六十四才	出石から江戸に入り「東海道之記」を著す、帰但する。家光より招聘あり。	
ク十六年	一六三八	六十六才	品川に東海寺を建立。	
ク十七年	一六三九	六十七才	東海寺落慶、新寺に移る（十万石格式）。	
正保元年	一六四〇	六十八才	家光城中に邸宅を造らしむ。熱海に坐湯する。	
正保元年	一六四四	七十二才	上京院参、但馬に帰る。湯嶋温泉に坐湯す。	
ク二年	一六四五	七十三才	沢庵示寂。	
		三月一日	腹痛嘔吐	
		十一月二十九日	発病	
		十二月十一日	示寂す	

但馬なる 富士とや いわん三開の

かすみ たなびく 篠岡の星

来る春を 深雪の底に ひきよせて

冬ひとしおの 出湯なりけり

(沢庵禪師)

出石から湯島への道すがらの但馬の山野と自然をこよなく愛した沢庵がここに偲ばれる。

(4) 宗門改めと檀家制度

島原の乱

慶長十八年（一六一三）幕府は、外交文書を担当していた金地院崇伝に「伴天連追放文」^{バテレン}を起草させているが、その文によれば「キリシタンの徒党は貿易のため商船を送つてくるばかりではなく、邪法を広めて日本の政治を改め日本を奪い取ろうとしている。信者たちは政令にそむいて神道を疑い、正法をそしり、また処刑されたものを喜んで拝礼している。このような邪法は神敵・仏敵である。必ず国家の災いとなるもので厳罰に処すべきである」という厳しいものであった。

三代将軍家光による弾圧は徹底的になり处罚の仕方も残酷となる。寛永十年（一六三三）海外の日本人の帰国を禁じ、同十二年（一六三五）外国船の渡来は長崎に限り寺社奉行を設けキリシタン禁止を強化し、オランダ人のみ出島に貿易を許し鎖国体制を整えた。

寛永十四年（一六三七）十月から四ヶ月にわたり、九州島原半島の一角の原の古城での攻防戦は凶作づきに

あえぐ農民の代官への恨みと怒りが、天草四郎時貞を中心とするキリスト弾圧への反抗と一つに結ばれ爆発した大きな事件であった。このために幕府は老中松平伊豆守信綱を西下させ、一二二万四〇〇〇人の諸藩の兵を討伐に向け三九万八〇〇〇両の軍費を費やした。籠城軍も三万七〇〇〇人が全滅するという、近世における最大の悲劇の一揆であった。

島原の乱以後キリスト禁止令は徹底し、鎖国断行が一四〇年にわたりつづいた。宗門改めも寺院檀家制（寺請制度）もじつはキリスト教禁止のてだてであつた。

庄屋文書に『宗門改帳』が多く残っているが、当時一般農工商人はいずれかの寺院檀家に属することを強要されたもので、個人の信仰と関係なく政治支配に基づくものであつた。旅をするにも妻帯するのも、必ず「寺請証文」を必要とした。

宗教による団結力の強さを十分経験した幕府は、寛文五年（一六六五）に諸宗のすべてにわたつて「寺院法度」を定め統一的にこれを守らせた。なお島原の乱後は邪宗としてのキリスト教の弾圧を強める一方寺院を保護する方針をも打ち立てている。

○朱印地：幕府から領地を寄進、○黒印地：大名から領地を寄進、○除地：いざれでもない小さい社寺は、領主から土地の租税を免除されることが普通である。温泉寺・極楽寺・本住寺等は前掲の通りである。かかる保護政策は幕府としてその統制上必要であった。また薩摩藩のように領内一向宗を禁じたところもあつた。

島原の乱後すべての領民に対して「宗門改め」が義務づけられ、キリストでないことを寺から証明してもらうためにはどこかの寺の檀家になるしかなかつた。そして村民に対する寺院の

寺請制度

証明書を、村ごとに領主に提出させた。それはまた家族ごとにまとめるためのものであるからおのずと人口調査・戸籍簿の役目を果した。

幕府は寺院を通じて、民衆を統制する巧妙極まりない制御策をとつた。

江戸時代までの庶民は寺院と関係なく民間信仰の中で生きてきたが、「寺請制度」以降は民衆は、今までの庶民信仰と寺請仏教の一本立て佛教を受容し、また寺請仏教も従来の庶民佛教を受け入れざるを得ぬ状況が生れた。

檀家寺の僧の「読経」につづいて密教系の「御詠歌」がうたわれ、庶民的佛教行事たる孟蘭盆会や彼岸会に檀那寺が棚経に廻るとか、読経修法へ檀家の参加を促すとか、庶民信仰のシンボルたる六地蔵を寺中に受け入れもある。念仏講など庶民的佛教組織への寺院のかかわりなどがその例である。元禄時代から盛行する万靈塔・念仏塔・六体地蔵などの庶民性の強い石造遺物を寺請仏教の立場から禁止したりした。

「寺請制度・檀那寺制度」は、民衆を幕藩体制下に組入れる大きな力となつたといえる。

現在も各寺に残っている宗門寺請状・宗旨送り状・送り手形・寺請一札・改寺一札・離手形・放状・寺送り一札・宗旨相対状・相対証文の事、いろいろの名まえの書状がこれである。

温泉寺には多くの「宗門寺送状の控」があるが、江戸時代の化政時期に限っても温泉寺の取り扱った寺請状は一四七通に達している。これによれば嫁入り養子縁組の異動がもつとも多く、当時の人々の異動の範囲も極めて限られていることがわかる。(別表参照)

第一節 幕藩体制の確立と城崎

表10 江戸中期^{1789~1830}温泉寺の取扱った『寺請状』から

・湯嶋村内		26	・旧豊岡町		17	・大坂		5
極樂寺	22		・旧出石町		5	・京都		2
本住寺	2		・現豊岡市		20	・南但		7
蓮成寺	2		三宅	3		養父市場	2	
・旧内川村内		9	百合地	1		糸井	1	
結	3 (長松寺)		野上	1		八鹿	1	
簸磯	1 (福泉寺)		山本	1		高田	1	
飯谷	2 (香積寺)		柄江	1		生野	1	
来日	3 (觀音寺)		宮井	1		新井	1	
・旧港村内		16	江野	3		計		147通
氣比	4 (觀音寺) (善念寺)		河谷	1				
田結	2		下鶴井	3				
津居山	8 (照満寺)		陰	4 (信楽寺)				
小嶋	1		馬路	1				
瀬戸	1		・丹後国		22			
・竹野谷		17	久美浜町	12				
竹野浜	7		湊宮	3				
松本	1		金屋	1				
須谷	3		峯山	1				
羽入	2		大向	1				
田久比	1		河内	1				
草飼	1		葛畠	1				
三原	1		神谷	1				
無南垣	1		三谷	1				

二、竹の谷

三、豊岡町

四、豊岡周辺（城崎郡）

五、丹後（熊野郡）

南但・出石郡・京・大坂と広がっている。

そもそも個人の信仰から起つて仏教を崇めたものが、政治的な強制で家ごと寺と結び、その檀家としての関係をもつようになり、ここに信仰は形式化していった。またある家では宗旨を変えようとしても、幕府の方針はそれが許されないのである。そこで庶民の信仰心はうすれ仏教本来の目的から遠ざかる。

また僧侶は積極的に布教活動をしなくなつた。社寺の租税は免除され黙ついても檀家が与えられたので、葬式だけやつていれば生活ができるようになり、僧侶の宗教的活動は自然に衰えていった。

村役（庄屋・年寄・百姓代）の役目の一つに戸籍調査・宗門改めがある。農民を支配する末端の行政単位として、村の支配である「宗門改帳」はこのためにも利用されていたであろう。左にそれらの代表的な例をあげておこう。

(一) 寺送一札

此ノ直治郎ト申ス者 代々淨土宗拙寺ノ丹那ニ紛レ無ク御座候処、今般、其ノ御地孫八方工縁付申候

己シ

後ハ貴寺檀那ニ加印形成サル可ク候念ノ為メ 寺送一札依テ件ノ如シ

文化二年（一八〇五）丑二月

湯嶋 温泉寺 養父郡高田村 浄安寺

(二) 宗旨送状之事

一、其表物次郎妻きくト申ス者、出生ハ湯嶋村 藤右衛門娘ニテ 代々眞言宗拙寺檀那ニ紛レ無ク御座候
処、右ニ縁付キ然レバ貴寺ノ丹那ニ成サルベク御宗旨、請判等向
後ハ此方ニ構イ之無ク候、後ノ念ノ為メ宗門送状、依テ件ノ如シ
享和二年（一八〇二）亥正月



写47 宗門送り状控（温泉寺蔵）

(三) 宗門寺請状之事

出石城下 正蓮寺 湯嶋村温泉寺 在判

阿州城下紙屋町紙屋 文兵衛 同人妻

一、男女二人

右ハ代々眞言宗ニテ、則チ拙寺檀那ニ相違之無候然ルトコロ、今般

但馬入湯ニマカリ越シ候条、万一二於テ何国ニテ病死候共國元ヘ
ハ御案内ニ及バズ其ノ他御作法ノ通リニ御葬イナシ下サルベク候
並ニ船川渡シ宿等指支^{サシツカエ}無ク御座候様ニ御手配成シ下サレ度ク候
依ツテ宗門往来件ノ如シ

文政四年（一八二二）五月六日

阿州城下

蓮善寺 因

國々所々御役人衆中

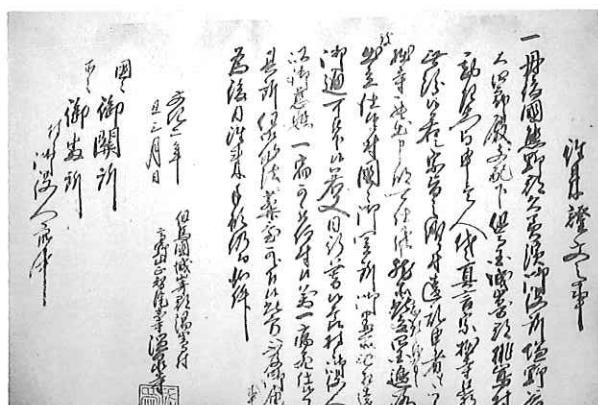
御寺院衆中

(四)

往来證文之事

一、丹後國熊野郡久美浜御役所

田口五郎右衛門殿



写48 往来證文之事 (温泉寺藏)

支配下 但馬國 城崎郡桃嶋村 長左衛門ト申ス壱人、代々眞言宗拙寺檀那ニ紛レ無ク候。若シ宗旨ノ儀ニ付違乱申者之レ有リ候テ拙寺ニマカリ出申シ：仕ル可ク候然ル處志願ノ儀ニ付キ此ノ度四國辺路ニ出立仕候

國々御闕所所々御番所相違無ク御通シ下サルベク候、若シ同所暮シ候節ハ村々御役人御慈悲ヲ以テ一

宿罷ルベク仰セ付カワサレ候ヨウ、万一病死仕リ候ヘバ其ノ所ノ御作法ニ任セ葬イ置キ下サルベク候
此方ニ御届ケノ事ニ及バズ候

後日ノ為メ往来手形仍テ件ノ如シ

文化十四年（一八一三）十一月十七日

但馬國城崎郡湯嶋村

温泉寺団

國々御関所

所々御番所

村々御役人衆中

入湯浴場として諸国より往来される人々も多くて過去帳に記されているものもあり、無縁仏として葬られた人々もすくなくない。

旅籠はたごで死亡した人々の中には、土地の墓地に埋葬された例も数多い。また関所手形・往来証文等を通して考えられることは、交通不便な時代に庶民の旅でとくに信仰遍路の旅での苦勞が想像される。なお四国遍路のみちみちに野倒れする人々の記念石の多いことは当然であろう。

このように多くの往来証文をみると、自由な物見遊山や観光中心の旅にしても江戸時代初期・中期のころ的一般庶民にはすこし無理なことであった。

宗門手形之事

但馬城崎郡今津村惣左衛門一子与惣吉武此度立願二付
四国辺路ニ罷出申候宗旨之儀

ハ代々眞言宗拙寺且那ニ紛無御座候所々國々御閑所相違無
ク御通シ下サルベク候、万一此者病死仕候於テハ其場所ニ御
慈悲之上御取捨仰セ付下サルベク候全國元ヘ御付届ニ及ビ
申サズ候、仍而宗門手形件ノ如シ

但馬城崎郡今津村

温泉寺

同所

庄屋 治郎兵衛

安永九年（一七八〇）子五月

国々所々御閑所

御庄屋衆中

(5) 本住寺・蓮成寺の移転と湯嶋村の成立

大字湯島の温泉街の中央に氏神四所神社が鎮座している。北但大震災までこの境内はうつそうたる鎮守の杜におわれた神域をなしていた。いまは繁華な商店街の中にはあって、昔を偲ぶよすがもなくなっている。



写49 温泉寺山上より見た温泉街

昔からこの神域を基点として「湯嶋」は「奥・口」に二分された集落形態をなした。奥を「上湯」「上ノ町」「上部」と称するのに対し、口を「口ノ湯」「下ノ町」「下部」と称している。

古い秋まつりの伝統行事たる「だんじり祭り」の組織や運営が、集落の形態に従って行われてきた。いまや市街地は下へ下へと膨張し発展してきたが、この行事は旧態により古いしきたりを守りつづけている。

四所神社のある付近を「宮本」と称し、一の湯付近を「本町」といい、その間は「中町」と呼ばれている。

「宮本」の呼び名は宮田に關係があるらしい。中世以来「宮座」という農民の組織に關係があるようだ。頭とう屋組織と神田による運営を行ってきた村の姿を見ることがある。

飯谷の宮津・戸嶋の宮本・来日の宮代・桃嶋の宮脇・上山の宮ノ平ひら・結の越の宮などは、いずれもその意味での地名でありそれぞれ小字をなす。すなわち社地を意味している。

四所神社の所在地「宮本」は、湯嶋の村の成立に重要な關係がある。すなわち中世以来江戸時代には神社付近は「宮ナワ手」と称する地域の一画で、野中を隔てて奥と口二つのムラに分かれていたことが当時の記録文書・絵図で知ることができる。

これと類似した村の成立は、来日村や桃嶋村のような古い村にも見られる。来日村は奥・中・口、桃嶋村に上住・中住・下住があるのも村分け政策以前の中世では分散して生活した自然村の姿であろう。

『但馬湯嶋道之記』や『但州城崎湯嶋道中独案内』などの一節に、「…町長く、二つに切れ中に野をへだてたり…」とあるのは当時の村の形を示すものである。なお『但州城崎温泉寺觀音并湯之縁起』の絵図に、四所明神付近の宮田および「宮本」に本住寺および蓮成寺が描かれている。



写50 本住寺正門

本住寺の縁起

開祖は日寿上人（一四五〇～一五四二）であり天文十一年に九十三歳にて没す。いまから約三三〇年前の

承応二年（一六五三）（四代將軍家綱のころ）豊岡城主杉原氏より境内地の一部寄進を受けて「中ノ町」に伽藍を創建した。その後（一四五五年後）二十六代日軌上人にいたり、寛政九年（一七九七）（十一代家齊のころ）温泉場の中心街として浴客が多くなるにしたがつて人家も増え街も狭くなってきたので、寺を「中ノ町」から日和山山麓（東山公園下）の現在地に移した。

京都總本山本隆寺開山日真上人は、大永三年（一五六三）（室町時代、十三代足利義晴のころ）八十歳の高齢で北国を巡錫し、出生地但馬豊岡の九日市妙経寺へ師の御房日全上人の五十回忌の墓参として帰り、その途路湯嶋に立寄った。（いまから四六〇年前）

この当時曼陀羅湯は沸騰して入浴不可能となっていた。これを知つた上人は慈悲憐憫の情止み難く、法を修し、法華一乘の大曼荼羅を書いて泉底に沈めたならば数日の後平湯に復したという。「爾來この湯に浴して病を除きしためし數うるに違あらず…」と。このことを後世に伝えんとして曼陀羅湯の碑は建てられた。碑面の題目の文字は上人の眞筆である。

大正十四年十月十三日 本化青年会

文学博士 三浦周行 撰文

大僧正 本多日生 敬書

蓮成寺の由来 寛文年代（一六六一～一六七二）豊岡市の中陰にある門徒寺院信樂寺五代宗徹上人が、隠居して湯嶋の本住寺の下に隣して庵を結ぶ。庵とあるから本住寺と比べて小さい建物であつたであろう。また門徒衆の「道場」「み堂」として使われていたと思われる。

延宝五年（一六七七）、一男正悦上人が伽藍を創建したときから一寺となつてゐる。現在地に移つた年代は不明とされる。多分本住寺の移転（寛政九年）とともに同じくしたであろう。「中ノ町」の繁華街には、いまも「本住寺屋敷」の地名があつて十数軒の商家の地主となつてゐる。「上ノ町」に「温泉寺屋敷」が現存するのと同じ類例である。

『但馬湯嶋道之記』享保十八年（一七三三）に、「新湯（一名口の湯）下の町さし口にあり、一つの湯を

二つに仕切りて一の湯、二のゆという。御所の湯は、上の町右がわにあり、四所神社は、中の町のはずれに有り…」との記事は、江戸時代の湯嶋の形態を物語つてゐる。「土地全体・山の谷にして、一筋の町



写51 曼陀羅湯の碑



写52 蓮成寺本堂

長く「一つにきれて…中に野をへだてたり…」と。

一、四所大明神の山境と本住寺の山境に付先年公事に罷り成候 元
来温泉寺記録に東は宮田に限り其より直ちに山の峯迄に之有候 此
れらの申分相立ち 延宝六年（一六七八）三月十一日に 豊岡甲斐守

御役人御出：

東は宮田を限り、其より直ちに 山の峰と申すに究まり場明申候
其の節 奉行中の申付にて 山境の絵図出来候て 今に温泉寺に之
有候 此の絵図庄屋七右衛門等に之有 十六世祐照時分 元禄三年
庚午十二月庄屋七右衛門より後代証拠の為め温泉寺に相渡され：

一、四所大明神山境之事

東は宮田を限り 其より 直ちに山ノ峰迄

西は宮地を限り 其より 直ちに山ノ峰迄

此は峯切なり
(下略)

右之証記は末代迄違乱あらしめん為め件の如し

執事 春海

慶長十六年辛亥十月二十一日

別當 祐光書判

第一節 幕藩体制の確立と城崎

温泉寺別当坊は、江戸時代には神宮寺として四所神社の祭礼その他の支配にあたっていた。山林等も領主から寄進されていたことは判然としている。これらの「温泉寺文書」によれば、山林境界について隣接の本住寺と公事があつたことがわかる。(慶長十六年「一六一一」江戸初期の温泉寺が四所神社の別当として勢力を誇つていたこともわかる)

このころ「坊中山境分配之事」という文書の中に、別当坊・北之坊・中之坊・大門坊・泉花坊・薬師堂の山境を決めているが、当時の寺域の広さを知ることができる。

表11 旧城崎町内 寺院一覧

宝 物	中 興	再 興	開 基	寺 名	山 号	末代山	万年山	宝池山	養法山	本光山
						温泉寺	極樂寺	蓮成寺	本住寺	扇城寺
水墨画(晴庵)	四天王像	至徳(一三八七)	道智上人、伝 千手觀世音	真言宗 高野山派						
十六善神画像	祐趣法印	清禪法印	阿弥陀如來 千手觀世音	臨濟宗 大德寺派						
宝筐印塔	天明三(一七八三)	俊嶺和尚	金山明祖禪師	淨土真宗 本派本願寺派						
古文書(卷物)類	(兆殿司筆)	享保(一七一六)	寛永(一六二四)	阿弥陀如來 寛文(一六六二)						
金山和尚肖像			正悦上人	足の大曼荼羅						
蓮如上人画像			延宝五(一六七七)	十界勸請輪円具						
阿弥陀如來立像				日軌上人現在地に移転						
親鸞聖人画像				本住院日寿上人						
鬼子母神像(十羅刹女)				天文年間(一五三二)						
妙見大菩薩像				日軌上人						
				昭和六年(一九三二)						
				昭和九年(一七九七)						
				日宏主人北但大震災復興						
				寺院認可						
				昭和二十七年						
				明治三十二(一八五九)						
				藤村基輔						
				大権現						
				金毘羅						
				真言宗 高野山派						
				佛立宗						
				首題						
				法華經本門の						
				速水日信上人						
				御本尊						
				日蓮上人尊像						

行 中 年 る た 主					檀 家 総 代	現 住 職	面 積	境 内 地 等		現在建物	本堂(觀音堂、大悲殿) 庫裡(本坊)	
十九 月 月	八 七 月 月	六 五 月 月	四 三 月 月	二 月 月				檀 家 数				
秋彼岸会	施餓鬼参り 薬師堂	開山忌	春彼岸会	新年祈祷会 節分会	井上基一郎 結成啓 脇坂良雄 泰忠雄	小川祐泉 柴田敬一 伊東幸男	仁王門 藥師堂 十三堂 聖天堂 阿弥陀堂 行者堂	29世 一七二	大師堂 寺地 山上 大師堂	開山靈屋 (奥の院)	多宝塔 鐘樓	六四坪
	施餓鬼会		春彼岸会	正月修正会	谷口徳一 久保田寿一	西村六左衛門 坂本文也 田岡孫左衛門	西村 石田弘 大川弁彌 久保田庄吉	19代 一四〇	平地 官有地 (平地) 烟地 宅地 山上 大師堂	弁財天 境内 一〇二七坪	庫裡 庚申堂 六一坪 比沙門堂	本堂 山門
秋彼岸会法要	永代経法要		春彼岸法要					12代 一〇二	境内地 五八九坪	本堂 六五坪	山門	庫裡
秋彼岸会	妙見宮大祭 施餓鬼会唱題行列 (7/15)		春の岸会	新年初講 節分析祷会	西村 大川 久保田 庄吉	西村 石田弘 大川弁彌 久保田庄吉	西村 大川 中村福治 三木富士男	36代 九〇 (秀瑛院日良)	境内地 二五五坪	妙見堂 本住寺会館 一三坪 二九坪	山門 一〇坪	本堂 七六坪
秋金毘羅大祭			金毘羅大祭				西村照志	3代 三〇 二一	高島康光 (生野妙詮寺兼任)	境内 六〇坪		
秋の大会	夏の大会		春の大会									

参考	本山について	事
		十一月
別格本山 （昭和二十七年） 町立美術館 温泉寺本堂 解体修理 〔昭和四三〕 〔四五五年〕	金剛峰寺高野山古義真言宗總本山 弘仁七年（八一六）弘法大師の開山 奥の院参道の墓石 大日如来を法身仏 とし即身成仏を目的とす世界を「まんだら」と称す	除夜
三宅竹隱十牛の襖 福祉法人保育園 「獨鉛水」 十代仁州四国山巡礼の道をひらく 〔文化十一（一八一四） 〔清閑庭〕 〔石庭〕	童宝山大徳寺大燈 國師開山 正中元年（一二三二） 四休、応仁乱 後復興五山十刹の 江戸時代 白隠民衆化	地区別講会
	童谷山西本願寺 文永九年（一二七 二）親らんの娘覺 信尼開創 天正十九年（五九二 教如門主現在地へ 阿弥陀本願絶対他 力主張庶民に普及	報恩講法要
	布	星守祈祷会
小嶋御題目碑 〔まんだら碑〕 〔一九二五年建〕	四条大宮に聞く 「一部修行本勝迹 劣唯寿量本果実証 の題目を広宣流	
金毘羅宮 毘沙門天宮		

表12 旧内川村内 寺院一覧									
面積	境内地等	現在建物	宝物	中興	再興	開基	宗旨	寺名号	山号
境内四〇〇坪	庫裡明治三十三年上棟式	本堂明治二十九年再建		機外蜜先大和尚 明治四十二年	大珍翠大和尚 安永五年(一七七六)	寿立宗延首座 万治二年(一六五九)	曹洞宗 永平寺派	高峰山 觀音寺	高峰山
雜地畠八反 三町五反 無となる 農地解放で皆年	田地十町六反	境内地五二六坪		盤珪琢禪師大和尚 元禄六年(一六九三)	特謐大法正眼国師 (中興)	大龢和尚 承久元年(一二二九)	積迦仏 妙心寺派	雲光寺 臨濟宗	瑞雲山
畠八反 三反八畝 農地解放	田地四〇〇坪	境内四〇〇坪		結跏趺座の薬師如來像 長保三年(一〇〇二)	清雲貞寅和尚 寛永十九年(一六四一)	觀世音菩薩 曹洞宗 永平寺派	香積寺		
四反二畝 農地解放	田地三三〇坪	経過本堂、庫裡、土蔵二〇〇年		惠心院僧都源心作 雲光寺の「町石」石仏舟型 地蔵 享和元年(一八〇二) 五世丹丘代の建立	天悟道悅大和尚 (開山) 大永元(一五二二)	法山光悦首座 俊龍義見大和尚 寛永七年(一六三〇) (開山) 俊龍義見大和尚 (伝法)	瑞雲山 法山光悦首座 積迦牟尼仏 曹洞宗 永平寺派	極樂山 福泉寺	

第一節 幕藩体制の確立と城崎

参 考	本 山 に つ い て	事行中年るた主						檀 家 総 代 数	現 住 職 名
		十二 月 月	十九 月 月	八七 月 月	六五 月 月	四三 月 月	二一 月 月		
創建 大本山	道元 「日本曹洞第一道場」 勅題応仁の乱全焼 寛元二年（一二四四）	永平寺 福井県永平寺町						七〇	十世 奥田 春隆
（昭和四十三年廢屋となる）	梵鐘 文武二年（六九八）の銘	妙心寺 京都花園臨済宗妙心 寺派 大本山 歴応五年（一三四二）							十世 峰高 光明
								五〇	十六世 昭瑞賢亮和尚
後荒廃	天文年中、真言宗僧、慶山宗賀庵主、在住二十九年 永禄四年（一五六二）逝去							七〇	十六世 太淳一孝大和尚

第二節 元禄時代と城崎

(1) 京極藩の治世

豊岡藩主 承應三年（一六五四）杉原家断絶後十五年間は代官領地となり、町域は京都代官五味備前・五月二十一日田辺（舞鶴）を召し上げられ、豊岡に所替え作事料に二〇〇〇両を賜る。領地は城崎・気多・養父・美舎・二方の五郡で三万五〇〇〇石、うち高門に二〇〇〇石分知。宝永六年（一七〇九）二月一日江戸で死去年六十歳。寛文三年（一六六三）に分知された弟高門は養父郡糸井、京極家の祖となつた。

一代京極甲斐守高住（幼名・土肥之助）

延宝二年三月十八日 襲封

正徳四年七月二十九日 病氣につき隠居

二代京極加賀守高栄

正徳四年 父の封をつぐ

同六年六月十三日 死去 三十二歳

四代京極土肥之助高寛

享保六年八月三日 遺領を継ぐ

同十一年九月十二日 死去 年十歳

五代京極甲斐守高永

享保十一年（一七二六）九月十八日

高寛の早世により一万五〇〇〇石に減地

宝曆十年（一七六〇）八月十二日

豊岡にて死去。年四十一歳

このときから、京極藩領を離れ天領として明治維新にいたる。

豊岡、京極 享保十一年九月十二日に、四代、京極土肥之助高寛は年十歳で死去し、五代、京極甲斐守高永（実母は高寛と同じ）は同十一年九月十八日、高寛の早世によつて領地御召上げとなつたあと、

同所にて新規に一万五〇〇〇石を賜る（城崎・二方二郡のうち）。享保十二年（一七二七）所領引渡しとなつた。

「正月二日御代官平岡彦兵衛様大坂より御越し遊され、十一日に郷村御請取り成され候て、彦兵衛様在々町中共御支配成され、同二十五日一万五〇〇〇石の郷村、彦兵衛様豊岡御役人様方へ御館にて御引渡し有り残り村々は御料付に成され候、彦兵衛様二十六日湯嶋へ御越し成され豊岡御茶屋御役所に成し罷り候。」とあって、三万五〇〇〇石は一たび代官平岡が請取り、半月後新たに一万五〇〇〇石が京極家に引渡された。わが町における京極氏の治世は四代まで五十八年間であった。

京極氏はその後、六代高品・七代高有・八代高行・九代高厚と襲封し、明治二年六月二十三日版籍奉還、藩

知事に任せられるまで約二〇〇年におよぶ。

二代京極甲斐守高住、領内検地を終る。

初代京極高盛のとき、田辺より移封するや直ちに寛文十年（一六七〇）中谷・河谷・百合地・大磯などからはじめて翌十一年は妙楽寺、十二年に六地蔵、十三年に鎌田、延宝二年（一六七四）には森・下鶴井など、延宝三年（一六七五）は桃嶋村、同五年（一六七七）には結村から田結村までの円山川東地域、延宝八年（一六八〇）には奈佐谷地域を行つて十カ年の大事業を完成している。

これらの検地に用いられた間竿は六尺五寸である。豊岡藩領の二方郡については、京極氏以前の杉原氏が寛永四年（一六二七）ごろに行つた検地帳を踏襲したものと考えられる。

六代京極甲斐守高品、天明四年（一七八四）十月九日丹後国百姓強訴のとき久美浜代官に人数を出す。寛政三年（一七九二）痔疾のため九月十日湯嶋温泉に湯治し、同年十一月剃髪、同四年に死去した。

元禄時代

江戸開府後一世紀たつて最盛期をむかえ、五代將軍綱吉は「犬公方」として有名だが、この治世三十年間はいわゆる元禄時代とよび、世に「元禄風」という文化が育つた。「元禄文化」は文学に特色があり、井原西鶴の新小説（好色もの）浮世草紙、近松門左衛門の義太夫脚本、竹本座の義太夫操（あつ）り人形芝居、市川団十郎・坂田藤十郎の歌舞伎芝居など、芭蕉の俳諧「奥の細道」、師宣の浮世絵版画等々にもその傾向がうかがわれる。鎖国令によつて海外貿易への投資を国内にむけ、商品経済のすすむ中で富商、富豪が生れ商人が武士をしのぐ時代でもあつた。大名貸（御用金）・両替屋・公金輸送・高利貸し等、新田開発による（町人開発地主）米蔵屋仲間・問屋仲間ができた。

身分制度がゆるみはじめ、大衆の読む・書く・考えるレベルが著しく向上する時代となつた。

豊岡は但馬一国の市場町として発展し商人を育てた。小さい京極藩の城下であるが、その円山川の内陸水運に恵まれた地形や位置を利用して発達したのである。

二代京極甲斐守高住の時代が、ちょうど「元禄時代」にあたる。

天下の台所といわれ、古い文化の中心としての上方における、このような社会の動きは必然的に当地方にも大きな影響を生活および文化面にも与えたことであろう。

そして湯嶋は、とくに入湯場としてその感化を受けたこと地方農村にくらべ甚だ多い。

興隆期の町人を「奢りの沙汰」として放逐や入牢を以てする武士階層に対立するように、元禄風はますます盛んとなつた。

ここに三但一を誇る「城崎のだんじり祭」の起源をたどれば、この元禄時代に遡ることになる。祭りを「ハレ」の日として、リクリエーションとして楽しむことは、物見遊山や芝居見物と同じように庶民、とくに商人たちの金力と豪勢な生活ぶりのあらわれとみることができる。

『温泉寺文書』に「神輿」の起源について、「享保九年（一七二四）秋出づるなり…」とあれば、元禄時代から十五年後のころとなる。その後、上のだんじりが明和元年（一七六四）、下のだんじりがその翌年にそれぞれ出来た。

当時の風潮として社寺の法会なども、その宗教的意識がうすれてしだいに観光化していく。

開山忌

毎年四月二十四日は、温泉寺の開山、道智上人の開山忌とされて、温泉寺はもちろん温泉街がにぎわう。昭和九年（一九三四）この年から開山忌を温泉祭として一日間執行されるようになつた。社寺の行事として、また庶民の遊山の日として始まつたものがいまは祭りとして後世に残される。

「薬師の庭のうづら焼」との俚謡にあるように、江戸時代の薬師堂の境内は矢場や見せ物もあり露店もあつて、縁日には薬師橋から畳み町をへて山門まで、店屋も多く出されたことは故老の語るところである。春秋の彼岸には四国山へ里人が山登りの一日の散策をした。その人々で山が埋まる程であったのも近世のことである。

神仏習合の民俗や、夜涼み・川遊び・芝居や勘進相撲・見世物・狂言・淨瑠璃などふるさとの心を育てた。

元禄模様の小袖の花見姿・三味線ひき・踊り子の風俗の華美なものが流行した。

日に三度の食事の風習も実はこの時代からはじまる。武士は白米であるが、庶民は大根めし・稗・麦めしを常食としていた。

住居は上方や江戸でさえまだ屋根は大体板やこけら葺きで、大部分は茅葺き・藁葺きであつて一階建が普通であつた。酒は江戸でも下り酒（京・灘からの）で価格も米の二倍が普通とされた。

華美でぜいたくな元禄時代でも、生活程度はこのように低いものであつた。

しかし、文化が町民のものとなる時代、それが元禄時代であつた。

また古くからあつた華道・茶道に加え、舞踊・邦楽・歌舞伎などにもぞくぞくと新しい家元が誕生した。これらすべて都市町人層がその背景にあつた。

(2) 新田開発

町人の新田開発 札を立てて新田開発を奨励したが、諸藩もこれにならって新田開発が大いに盛んとなつた。十七世紀末から十八世紀にかけて沖積地といわず台地まで、元禄時代には開墾・開拓・開発が進んだのである。

とくにこの時代は、町人の手による「町人開発新田」が目立つ。いわゆる元禄商人が幕府や藩へ敷金を払つて土地を開き、そこからあがつた年貢の一部を受けとるもので、町人開発新田の地主となつた。つまり領主の取り高の一部を受けとる権利を買いとるのであつて、新しい産業への投資とはまるで違つたものであつた。これらにも元禄時代のあり方が如実に示されている。

たとえば鴻池は祖先は鴻池幸元、摂津河辺郡鴻ノ池村（宝塚）で清酒をつくつて江戸へ送り込んでいた。元和五年（一六一九）に大坂久宝寺町に店舗をひらき、寛永元年（一六二四）に九条嶋がひらかれ、清酒運搬のため海運業をおこし諸藩の蔵物の廻漕に従事し、その子善右衛門正成は明暦二年（一六五六）はじめて両替屋から大名貸しを三十二藩の大名に高利貸しをして、蔵物の売却代を預り、金の立替えの出入り商人となる。その持高年五万石といわれる。河内の「鴻池新田」はその投資による。

円山川下流域は例年の大洪水で荒地不毛地がとくに多いが、このような土地も商人資本によつて新田開発が進められた。

（その二）「小」見は豊岡市と城崎町との境界地であるが、保田勘左衛門が応安三年（一三七〇）、二見村に新田屋敷を開発し、農業を經營しさうに海船をつくり、「舟屋」—別家をつくる。一見村に新田高四十石を開



写53 中の島（右）菊屋島（左）

発する。天正九年（一五八一）綿屋（保田）は豊岡城主宮部氏の本陣に仕えた。

「灘千軒流失の伝承は、このへんにあるようだ。」

（その二）宝暦三年（一七五三）「結村指出明細簿」によれば、延宝期（一六七三）以降に新田七反一步を開発したと記録され、（その三）明和四年（一七六七）八月「氣比村新田検地帳」によれば、小嶋村八右衛門・瀬戸村孫左衛門ら八人が風早島の一町六反三畝二四歩を開いた。その石高五斗五升二合であると代官今井平三郎の手代によつて決められている。

（その四）元禄五年（一六九二）菊屋徳右衛門・伊右衛門が桃嶋村菊屋嶋の開墾に着手を表明したが、元禄十二年（一六九九）未着手のままにつき大庄屋へ訴えられる。その後十三町九反の大部を開発して

いる。

江戸時代中期の桃嶋村高は、天明八年（一七八八）申三月「桃嶋村指出明細帳」によれば、

一、高 六五石八斗九升七合

一、反別 六町一反三畝一八歩

同村の新田は高九三石二升五合、反別一三町一反七畝

すなわち高の六割、反別の七割は新田耕地である。そして一反収穫量は本村で一石三升平均、新田は七斗一升であつて、大洪水・潮水・旱害地味のほか農具・肥料などあらゆる点で条件の悪さを示す。

一、用水は谷川出水掛り嶋々御田地は天水場旱損所に御座候 年により 水損も御座候 海辺近く汐入にも成居り候

一、用水當村分余分に引き申さず候
一、家数 三六軒 内高持二九軒水呑七軒

一、人数 合一九六人 内男九五人女一〇一人

一、牛 四疋 御座候

牛は水田のすき返しにひろく使われているが犁が必要である。労働力一九六人は一軒平均五、六人で当時の農村としては普通であるが、牛四疋は村の財力と水田の状態に起因するもので貧弱である。
明治七年（一八七四）の統計では、桃嶋村の戸数は五一軒、人口二一六〇人、牛も八疋となつてゐる。



写54 桃嶋村古図 (秦忠雄氏蔵)



写55 桃島池

是は嶋々御田地へ廻船又川獵師舟に候
一、農具

鋤	一一六
鍬	一〇七
唐鍬	一〇三
口鍬	五一
鎌	一九六
なた	一〇四
よき	一〇九

一、家業 男女渡世

男は作間、田畠こやし、草集め又薪仕候

女は作間に布木綿少々仕候

(その五) 天和二年（一六八二）元禄五年（一六九二）上山・上二見、一町五反歩豊岡鳥井忠左衛門他二人。

(その六) 飯谷の「鍋屋新田」は十八世紀の中頃、豊岡の商人由利三左衛門通称「なべや」が開拓した新田である。万延の頃には、一町二反歩ばかりを所有するにいたる。

万延元年（一八六〇）の飯谷の記録によれば新田石盛八斗のもの三反二畝十二歩、石盛七斗のもの二町四反三畝二十四歩ある。

第二節 元禄時代と城崎

江戸時代初め京極氏藩主となつた時期から幕末までの二百年間に、豊岡商人によつて開発された新田として一一%にのぼる耕地が増加したといふ。

(その七) 城崎町内、円山川沿いに農民の手による新田開発は、はつきりした記録はないが、地名・字名によつて推察できるのは、

紙屋嶋・沖ノ嶋・内嶋・新田屋	(桃嶋)
中嶋・児嶋・下嶋・古新田	(湯嶋)
稗田・瀬崎・瀬々	(今津)
丸嶋・平嶋・綿屋田・新開・中新田(戸嶋)	(簸磯)
三反長・新開・砂田・中嶋	(来日)
来日上嶋・塩入	(上山)
上山嶋・神嶋・栗津	
豊岡市域では	
(その八)	
延宝八年 赤石・古川新田	二町九反六畝
天正(慶長) 福田・玉石新田	鍋屋庄二郎
綿屋市三郎	三町八反八畝

表13 円山川下流域における地名と新田開発

湯嶋・今津	中嶋・寄砂・児嶋・瀬々・瀬ノ先・古新田・稗田 峠沢・小嶋・長崎新田
桃 嶋	沖ノ嶋・中ノ嶋・広瀬・紙屋嶋・赤田・桃山沢・菊屋嶋 下菊屋嶋・菊屋嶋上・大浦内嶋・栗谷
戸 嶋	中嶋崎・手嶋寄・平嶋・八反田・中嶋・綿屋田 新開・中新田・嶋・樋ノ口
来 日	来日嶋下・来日嶋・江尻・小嶋・瀬崎 宮の成・宮城川原・宮代
簸 磯	新開・三反長・砂田・丸町・稻葉 中嶋・和田
上 山	塩入・沖田・柳嶋・上山嶋・京田・畑ヶ田 栗津・二見下・弥堂野・小畑・上野
結	船戸
樂々浦	風早嶋・荷柄 カヤ原・柄ノ浦・大蔵内・小蔵内
飯 谷	二眉新田・なべや新田・塩入

「近世村高一覧」の表により、江戸時代初・中・後期を通して村高の変遷の全容を知ることができる。江戸初期にくらべ一般に増加している。その原因は新田開発によると思われる。

但馬の総石高は一四万四〇〇石、『和名抄』によれば但馬八郡五十九郷反別は七七五五町歩、一反一石に換算して、江戸時代は平安時代にくらべて約二倍に増加している。

(その九) 豊岡市史年表によれば、享保十七年(一七三二)六月桃嶋村地内の川筋に、豊岡町の紙屋と丹後屋が新田開発をする

(その十) 明和四年(一七六七)八月但馬国城崎郡今津村新田検地帳

字せ、(字瀬々)下田 七反一畝一八歩 高 三石五斗八升

所 下田 二反八畝一八歩 高 一石四斗二升

反別合 一町六歩 高 五石一斗

右は今津村新田検地に依り仰付け 六尺一分間竿を以て一反三石歩々積 相極者也

明和四年亥八月 御代官 今井平三郎 印

手代 直江用右衛門 印

案内 永田禎之助 印

今津村

治郎左衛門 印

又右衛門 印

(小嶋村文書)

農具と肥料

水田のすき返しに牛や犁が広く使われるのが常識である。この明細書に農具を報告しているが、自分の手でそれこそ一クワ一クワ人力によつての作業が行われたことが想像できる。三本鋤・鋸鎌その他の農具の改良はまだで、さらに「肥料は鰯油かす、こえ、草致し候」とあるが、肥効の高い肥料を使つてこそ生産は高まる。

道具も、粗おこし・碎土・畦ぬり・中耕等すべての仕事が同じ一つの鋤で行われたのであろうか。

このようなクワが、作業によつてそれぞれ機能に応じた分化をし、窓ぐわ・備中グワ・唐ぐわ・除草ぐわ等と新しいものができた。

草刈場が野山にあり、こえは人糞と決まつていたのであろうし「鰯油かす」とあることから、海辺に近いためのものとうなづける。

田 舟 新田開発に残された土地は、大川の下流域デルタや沼沢地・砂州地帯である。円山川下流はそのよい例である。このような低湿地では田舟・川舟が必要である。二九軒の高持百姓に九艘はすくないのではないか。明治七年には川舟三六艘となつてゐる。

明治七年『村限調書』にはつぎのように記されている。

舟の数

来日	三	結	六	桃嶋	三六	上山	
簸磯	二九	戸嶋	二四	今津	三四	二見	三三

飯谷 四

桃山の碑

『校補但馬考』（大正十一年
桜井勉著）には

「桃山碑ハ、桃島村円山ノ絶頂ニ建テリ。
城崎駅ノ北三町許ニアリ。桃島村ハ、モト海
水ヲ環ラシ、往々旱害ヲ蒙ル。文化六年久美
浜代官塩谷大四郎正義命ジテ隄ヲ設ケテ天水
ヲ貯ヘ、覧ヲ以テ之ニ灌ガシム。尔來復、旱
害ナシ。村民之ヲ徳トシ、碑ヲ立テ記念トス。
其ノ文難渋ナリトイヘドモ、之ヲ左ニ録
ス。」とある。

桃山碑

此絶州也 海水環 每旱災。文化六
年己縣尹塩谷君有命。溪水ニ為隄。
臨時懸ケテ覧引ク之。無復旱災。村人思其ノ徳。
敬刻石。

文化十二年乙亥三月

桃嶋村之建

桃山は津居山街道に沿つた小丘で、うつそうたる樹木におおわれ、日暮れになると狐や野鳥の鳴声の聞こえ

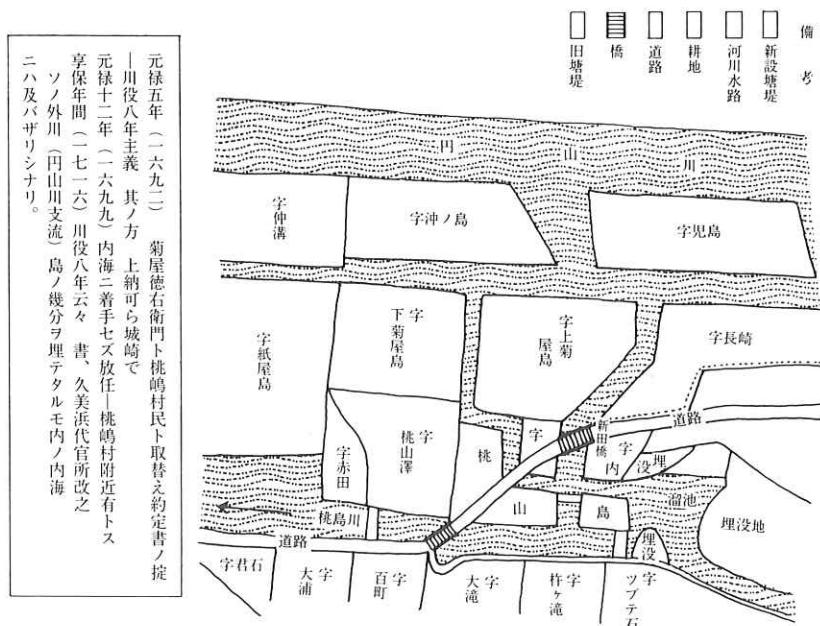


写56 東山公園より眺望

る場所で、この小丘の頂上に桃山碑はあつた。高さ一メートル余、凝灰石でつくりれていた。昭和三十年頃円山川治水工事の築堤が設けられた際に、この小丘はブルトーザーにより削り取られ、付近の湿田も埋立てられ、今日見るような住宅地（旭町・内島町）が造成された。もとの小丘、桃山にいま五軒の住宅や工務店が建ち、いまや昔を偲ぶにその場所さえ知れぬ。「桃山の碑」はどこへ埋没したのであろうか。

菊屋島離農の碑 菊屋島は円山川の砂州の一つであつて、桃島村の先祖の人達が幾代にもわたり、汗と涙で粒々辛苦し開拓した島耕地であり、面積は約十七町歩であるが、不等沈下とか、野鼠・蟹等による被害、また逐

図23 桃島新設塘堤付近見取図
公有水塘堰新設願(地主三十八人)
(大正8年3月21日)



年の洪水被害や塩害をも受けながら孜孜嘗々耕作をつづけてきた。いわば農民にとつて何物にもかえがたい貴重な田地であった。

ところが一級河川である円山川は県北の但馬をうるほす大川であるが、洪水の害は甚だしく、上流や中流では大堤防を築いてそれにそなえたが、下流地帯は永年放置されて、とくに城崎温泉街の一帯は洪水ごとに五百余戸が浸水の災害に遭う悲嘆の歴史がくりかえされていた。この毎年のように訪れる洪水の被害を防ぐため、国の治水事業の築堤工事がなされ、この堤防線の策定により桃島のこの菊屋島耕地が国に買収されて、桃島水門と大谷川水門を結ぶ一大堤防（全長約九〇〇メートル）が築かれることになったのである。

そのため大部分の耕地が堤外地となり河川敷となつて、農民の嘆願も空しく、城崎町を洪水禍から守る大義名分に涙をのんで同意し、ここに父祖伝来の田地を失つて離農したのである。

その碑文を左記に掲げ往時を偲ぶよすがとしたい。

「円山川堤防線の変更に対し、農民は一齊に反対し陳情嘆願不服審査法の提訴等方線を再変更されたいと運動をなす事三年有余。吾等は現況川幅一六〇メートルを三五〇メートルに拡張して流量四千五〇〇トンを確保し、一〇町歩余を堤内に残すよう主張した。然るに建設省は一案を固執して既定方線の再変更に応ぜず農民は遂に鬭いに敗れた。

嗚呼、弱き者よ、汝の名は農民なり、悲噴慷慨やまず。町民を洪水禍より一日も早く守らんため吾等は涙をのんで同意し将来地域開発の重要基盤となるべき先祖伝来の豊饒な美田一六町歩余を河川敷に提供したり。

恨みは永世に残るも今となりては納得出来ぬ計画を責めるのみ、後世史家の正しい批判を俟つ。吾等今こそ敢然と起つて新生活の苦難な大道を邁進せん」。

昭和四十五年五月 耕作地主建之

地主会役員

会長 川崎 勝美

副会長 河原庄三郎

樋口 泰治

田渕 喜義

秦 忠雄

原田 弘一

耕作地主名

桃島 二三人

湯島 九人

今津 三人

樂々浦 三人

六浦 郁夫

平山浅太郎



写57 菊屋島離農之碑

河原庄三郎 文

柳田 益二 書

だが一部分の堤内地はその後住宅地となり旅館・工務店・歯科医院・商店等もぞくぞく建つて市街地に変つてきた。

「滄海変じて美田となり、今や美田変じて街となる」

(3)湯泉寺の縁起帖

中世一時衰微したが、室町時代になつて伽藍の修理・整備が進むにつれて、しだいに盛況に向つた。高僧知識が出てとくに法灯旺んとなるのは江戸時代初期からであつて、寺歴により明らかである。

これは江戸時代はじめの寺院制度による幕府の保護政策によるものであつた。元禄時代の日本社会の文化・経済の進展は、湯嶋の温泉が湯治場として繁栄するのと同じ時期である。

あいつぐ温泉寺に関する普請は、このころなされてゆき、有力な旅館の寄進によるものが多い。

いまに保存されている縁起帖の写本の盛行もよくこれを物語る。武士階層だけでなく庶民のレベルも大いに上り、文学的にもまた筆写力の進歩を示すものである。

いまもつて祖先の系図や墓石を調べても、江戸時代を遡ることはできないとさえいわれるのもここにある。

「元、この柄杓は、古き昔より温泉寺別当坊に於て、竹にてものせるものを多數開山の宝前に湯杓の由来 供へ置き住持が之を懇ろに祈念し入湯の客達に必ず其の一つを授与し是は開山の尊き御手をか



写58 温泉寺山門の額

りて此の靈湯を浴びると心得、長く湯壺につかりて穢さんこといと勿体なければ湯の外にて大切に用ゆることを教へ論し信心こめて觀音藥師の御真言をはじめ、南無大慈大悲開山道智上人と唱へて幾百遍となく、病める身に応じ頭より全身に浴びるとなん、其の源を尋ねれば是れ皆、開山上人の末代衆生の為めに諸病悉除のありがたき本願に基きて設けられたる方便ならざるはなく實に貴き事と申すべきなり
穴賢あなかこ」

維時 万治二年（一六五九）己亥 春二月

温泉寺別當 欽喜院祐智記之

「諸人、入浴の時用ゆる柄杓は、今時は浴客思い思ひに店屋にて買ひ求め或は宿屋より譲り受けて湯に入る度毎に必ず提げて行きて、先づ開山上人の宝号ミナと觀音藥師 御真言を唱へ、厚き恵みを推し戴きて、二口、三口飲みたる後、浴するを習ひとなり居れ共、今時誰人も此の柄杓を用ひるの深き由縁あることなど、辨わきまへたるもの少し」

「かくて、病疾いよいよ癒ゆると湯杓を寺に納め親しく上人の靈に詣もうでて御札を申上げ、跛者ひきの人は不用になつた杖を、贊イサリ者は手にした下駄を、藥師堂に奉賽して、心よりなる感謝を捧げたものである。」

（「温泉寺記録」より）

古老の話に、「藥師堂は、麦わら細工の額や、下駄・杖が奉賽してあつ

表14 温泉寺歴代住職と寺歴表

		代、住職	寂年	世寿	
		開山 中興	道智 清禪	至徳元年 (一三八四)	(二三八四)本堂建立。(二三八九)一山六坊の制。
		二代 五代	清尊 祐範	文安元年 (一四四四)	但馬三十三カ所靈場を創定、温泉寺を札納所とする。(助給寛文年間に完成)。
		三代 六代	弘禪 淨堅	明応元年 (一四九二)	応永十七年(一四一〇)寺領安堵状(八町五段田坪)。
		四代 七代	慶尊 惠範	永世元年 (一五〇四)	文明二年(一四七〇)温泉寺領分田地之事(一町五反)桃嶋より寄進。
		五代 八世	祐遍	永世十三年 (一五一六)六十一才	永正十三年(一五一六)仁王門建立。
		六代 九世		天文九年 (一五四〇)	永正十七年(一五二〇)薬師堂火災。(本尊仏堂へ安置)。
		七代 十世		弘治三年 (一五六七)	大永八年(一五二八)縁起帳書写。天文十七年(一五四八)
		八世 十一世		天正二十年 (一五九二)七十九才	飛鳥井等 司公 蹴鞠の会。
		九世 十二世	惠尊 祐智	慶長四年 (一五九九)	
		十世 十三世	祐傳 祐儀	慶長十四年 (一六〇九)六十六才	
		十一世 十四世	祐光 祐全	寛永十六年 (一六三九)六十三才	慶長十六年(一六一一)「坊中山境分配之事」 <small>別當坊、北之坊、大門坊、東花坊等</small> 中之坊、太門坊三十町歩。
		十五世		寛文九年 (一六六九)七十才	明暦元年(一六五五)四所神社、神殿修復。 来記(祐智記之)。
				万治元年(一六五八)鐘樓、銅鐘鑄造堂宇建立。万治二年浴場柄杓の由上棟式。	万治元年(一六五八)鐘樓、銅鐘鑄造堂宇建立。万治二年浴場柄杓の由上棟式。
				寛文十一年(一六七二)仁王門再建、寛文十二年薬師堂造営	寛文十一年(一六七二)仁王門再建、寛文十二年薬師堂造営
				天和元年(一六八二)十王堂建立、貞享元年四所明神社修復翌年完成。	天和元年(一六八二)十王堂建立、貞享元年四所明神社修復翌年完成。
				貞享二年(一七〇四)伽藍再建。阿弥陀堂、多宝塔再建。	貞享二年(一七〇四)伽藍再建。阿弥陀堂、多宝塔再建。
				永元年(一七〇四)伽藍再建。阿弥陀堂、多宝塔再建。	永元年(一七〇四)伽藍再建。阿弥陀堂、多宝塔再建。

第二節 元禄時代と城崎

			十六世 祐照	享保十三年（一七二八）六十一才	元禄七年（一六九四）仁王門再興。元禄十二年仁王門金剛力士再興奉賀帖。
			十七世 祐淳	明和六年（一七六九）八十一才	正徳二年（一七一二）觀音堂再建。宝永三年本堂再建、十万人講勸化。
			十八世 祐趣	天明三年（一七八三）	享保五年（一七二〇）觀音大志の宮殿再營。元文五年（一七四〇）藥師堂造營。宝曆六年（一七五六）四所神社若宮再建、明和八年道智法師基碑建立（一七七一）。
			十九世 祐州	寛政十年（一七九八）	天明三年再中興法印塔碑。
			二十世 実音	文政元年（一八一八）五十六才	文化元年（一八〇四）藥師如來、開山上人両像安置（まんだらや与七郎有志）。
			二十一世 実雅	弘化五年（一八四八）	天保十一年（一八四〇）藥師堂上棟式。
			二十二世 高堅	文久二年（一八六二）	慶應元年（一八六五）藥師堂に宝形を上げる。内部造作も終る。
			二十三世 朝敬	明治二十八年（一八九五）六十八才	明治三年（一八七〇）温泉寺と四所神社分離。
			二十四世 朝住	明治四十二年（一九〇九）六十二才	明治十七年（一八八四）行者堂再建（朝敬法師）。
			二十五世 諦學	大正二年（一九一三）三十二才	明治三十七年（一九〇四）十一面觀音像國寶指定。本堂特別保護建造物。
			二十六世 竜照	昭和七年（一九三三）五十五才	大正二年（一九一三）溫泉寺國寶指定（彫刻、「絵画」）。大正四年奥之院大師堂再建指定。
					大正六年温泉寺甲種國寶指定。
			二十七世 祐栄	昭和四十一年（一九六六）	昭和三十五年宝篋印塔重文指定。昭和十七年藥師庵建立。昭和二十六年別格本山昇格。
			二十八世 寛純	昭和四十一年（一九六六）より 昭和五十五年まで	昭和三十八年ロープウェイ完工。昭和四十五年本堂解体竣工。町立美術館竣工。
			二十九世 祐泉	昭和五十六年より	昭和六十一年御本尊御開帳。



写59 温泉寺参道

たのをよくみかけた」とのことである。温泉に対する感謝の気持ちをいつまでも失なわないようにしたい。

「祐智」は温泉寺十二世である。(寛文九年七月十九日没、年七十歳、三十年間在)この頃から温泉寺はしだいに法灯盛んとなつてゐる。

沢庵和尚もつぎの詩を詠んでゐる。

登温泉寺 拝大師像

大悲眞理是黄金 本体如然亘古今

吾々円通更無外 山河草木一觀音

このころから観音信仰もしだいに高まり、助給という道人が但馬十三ヵ所の札所を定め、温泉寺を第三十三番の靈場として納札所にした。「鐘楼」もこの年万治元年に銅鐘鑄造、堂宇建立されている。

「明治末年ごろまでは、入湯に来たものはまず温泉寺に参詣して寺から湯杓を受け、入湯中大切に使用したものだ…。」

湯柄杓・湯桶が浴場から消えたのは昭和三十年ごろで、それは材料と職人の不足、物価高によるものである。湯島温泉の湯柄杓は、もと朝来郡新井辺りの生産者に負うものだった。

温泉寺觀音並
二八)に惠範律師が書寫した漢文の「温泉寺縁起帳」をはじめ、寛永九年(一六三二)尾張

の青山六右衛門尉尚政がそれを転写の「縁起帳」（漢文）とそれに天和三年（一六八三）鳥飼道賢、昌立の国文の「縁起」と貞享五年（一六八八）仁和寺前大僧正孝源によつて整理転写の「縁起」（漢文）と、ここにあげるのは最後の江戸時代末期文化十四年（一八一七）に開版された絵入り版本（木版で一枚刷りの案内記風のものの製本で絵は寛政九年以前のもの）観音縁起である。菊川丞氏の「温泉寺縁起帳」をめぐつてにはつきのように記述されている。

元明天皇の和銅元年（七〇八）のこと。この地の住人日生下権守が出石大明神（天日槍）の眷属神の夢告によつて地主神として四所明神を祀るにいたり、その十年後元正天皇の養老元年（七一七）に地蔵菩薩の化身と

表15
温泉寺縁起帖（年代）

大永 八年（一五二八）三月十日 写し	第七世惠範律師書写「縁起帖」漢文卷物。
寛永 九年（一六三二）九月吉日	尾張、青山尚政写之寄進「縁起帖」楷書体卷物。
万治 三年（一六六〇）八月朔日	清水寺智文院鎮威縁起帳修補。
天和 三年（一六八三）正月	鳥飼氏道賢、昌立「温泉寺縁起」國文行書体卷物。
貞享 五年（一六八八）三月二十八日	仁和寺真乘院前大僧正孝源、「源泉寺縁起」楷書体卷物。
享保十三年（一七二八）七十歳歿	海北派友竹画「温泉寺縁起図」大久三年表装修理。
文化十四年（一八一七）	朝鮮堂作「但州城崎温泉寺観音并湯の縁起」案内記絵入り版本。

目された沙門道智上人が来訪、その四所明神の神託を受けて八曼陀羅の千日修法を行い、衆生の諸病を治めんとの祈願から除病延命の靈水である「まんだら湯」を湧出させたということである。

一方、本尊十一面觀音像が大和長谷寺の本尊と同素木で、同じ仏師の稽文会によつて刻まれ、当初長樂寺に納められたものである。ところが、仏師急病のため未完成のまま納められた仏像は寺の近辺に祟りをなして悪疫を流行らせ、天平六年（七三四）泊瀬神河浦に流されたけれどもなお治らず、遂に摂津の難波の浦から海に拋擲されてしまう。それが流れ巡つて城崎郡田結庄下谿浦に漂着、たまたま温泉で療養中の稽文会と再会、ここを觀音浦と名づけてひとまず児島（弁天山）に安置した。

病癒えて帰ろうとしたときに再び発病したかれは觀音の夢告を受けて道智上人と相談し、補陀落山に見立てた西の山の中腹に伽藍を建立してそこの本尊仏となした。聖武天皇によつて末代山温泉寺と命名されたという。「そもそも但馬城崎の湯並に温泉寺の由来を考えるに、むかし出石明神此国に渡らせ玉ひし時、震旦より日生下氏かしづき來りて此所にあり。其後人王四十三代の帝、元明天皇の御宇和銅元年戊申にあたりて日生下氏の末、權の守月を詠めてしばしまどろみければ、ふしげに告げてのたまはく、我はこれ出石明神の四箇の眷神なり此嶋このしまにあらわれて、民を長く守るべし。いそぎ宮居を立てよとあれば、日生下おどろき、ありがたき御告と、やがて里人をいざなひ此所に四所大明神とあがめ奉り、もろ人願いをいのりて利生たちまちあらたなり。

それより十年をすぎ元正天皇の御時養老之年ひのとのみのとしに道智上人といふ聖あり衆生濟度のねがひふかく、國々をめぐり玉ひて此嶋にきたり、明神の瑞験あらたなるよしを聞きたまひ此社に三七日こも

りて終夜上求菩提下衆生のねがひをいのりたまうに老翁出たまひてひじりにむかひ告玉はく、汝ねがひをかなへんとならば、これより坤ひつじにあたりて三本の杉ありこれすなはち釈迦三尊の御影なりその所に道場をかまへ一千日の間妙芬陀利をよみ奉り薬湯加持をなすべしと。あらたにつげて老翁はかきけしうせ玉ふとなり。道智上人は、ありがたき行事とよろこび玉ひ、かの杉の下に道場をかまへ則、とき亥養老二年より同じく四年にいたるまでしばらくも行法おこたらず、すでに千日にみちぬれば湯処をいづれのことろにかさだむべしと、かさねてちかひを立玉へば、おく口の処に八本の柳ありこれをしるしにほるべしと御告ましますゆへ、則八所をうがちかの行法の香の灰と八曼陀羅をおさめ玉へば、たちまちあたたかなる泉涌出、ひじり祈りのかなひしゆへ後の悪世の衆生までふかくいたわり、かんがみるに懼貪嫉妬の罪あつて、惡報苦累の疾を受けなやみのふかくあらんとき、弥陀藥師觀音の大悲利益の内鑑にて、四所大明神の御おしへ、八曼陀羅の法の水、神と仏の御めぐみ、衆生の病苦をすくひ玉ふ靈湯なれば、まんだら湯と名づけたり。道智上人の棲み玉ふ跡をまんだら屋敷といひつたへて、いまにあり。

其後都に稽文といふ仏師あり、大和の国長谷寺の觀音と同じ御尊木の侍れば大悲の姿に刻なし初瀬の長樂寺に安置せんと、御たけ六尺三寸の十一面の尊像に刻み奉る。其の時俄に稽文は中風のやまひ出来り、そのまま大悲の尊像を彼長樂寺におさめたてまつる。其後はつせのほとりにれん日疾難をこりしゆへ、うらなはせ見れば、此觀音のたたりといふ。それによりてかの觀音を神川に流したてまつる。其時天平六年春二月なり。ながれ玉ふ里々にて取りあげたてまつれば、忽異靈おおくたたりをなしたまうゆへ、うつし流し奉りたれば、津の国難波のうらに出で玉ひ秋津くにぐにただよひたまふ。かくて但馬の国の磯ベ下

谷浦といふところにながれより玉ふ。かかるおりから稽文仏師は此湯のふしぎを傳へき、此嶋へ下りてしばらく靈湯に入りければ中風のやまひ忽にいへ侍りありがたき御事とかへるさおしきなごりとて海づりに立出でかなたこなたを見はべれば玉藻の中にあやしき木あり。立ちより見れば我もと作りし長樂寺の觀音なり稽文いよいよふしげのおもひをなしなみだながらいだきあげひかりのさし玉ふ岩の上にすへ奉る。それより此下谷浦を觀音浦といひ傳へたり。さて此嶋の児嶋山に草の庵いおりをむすび觀音をすへ奉り仏師すでに大和へかへらんとすれば中風ふたたびはなはだし、仏師心にうらみけるは、げにくわんをんは大慈大悲のとくふかく現当一世をすくひ玉ふちかひは、むなしからましに、なにてふたたび我やまひをおこさせたまふと。なげきながらにまどろみければ、ふしげにつげてのたまわく。『汝宿福あつきゆへ、今此ところにきたれり。なんじがやまひは我わざなり、そのかみ日生下につげて、あとをたれ、そののち道智に薬湯を加持せよ、とつげしも三とせなり。我長樂寺を出て今此の嶋に来たり、これも三とせが間なり。ただ何事も宿福深厚なるがゆへなれば、汝も三とせ此ところに住み我此の由來をかたりつたへて帰るべし』と夢はそのままさめにけり。なお又夢中に飛鉢の法をさずかり中風もいへ侍りき、稽文右の希有の事どもを道智上人に語りければ道智おどろきおもへらく、さては當所明神の本地は今之觀音なり。こはありがたき御事と、さらば尊像をうけ侍つて、精舎をかまへ奉らんとあれば仏師よろこび、ほとけもいほりも諸ともに道智ひぢりにわたし置き則ちやまとに帰り侍りぬ。道智はいそぎ伽藍を造立せんとして、ある夜はほとけの御前に念誦させたまひしに、觀音の御眉の間より西の山を一すじに金色の光明かがやけり。わけのぼり見れば大慈大悲の峯たかく、利益衆生の谷ふかし、これぞまことのふだらくと、やがて精舎をかまへ

尊像をうつしたてまつる。今の温泉寺是なり。此の事都鄙にかくれなく聖武皇帝ゑいぶんありて御感のあまりにや、末の代までのためしとて、山を末代とよばせ、寺を温泉寺とみことのりましましとかや、かかるゆらいをもろ人にしらしめむがために本縁起をぬき書きし侍るもの也。」

**開山、道智
法師墓碑** 道智上人法師は何処の人か詳らかでない。養老年間（七一七～七二三）、諸国に旅しつつ行をつみながら但馬の城崎にきて、たまたま氏神四所神社に詣ったという、そして毎日毎日経あげて祈つていると、ある夜白髪の老人の姿の神が現れていいうのに、
「菩薩（道智）、神仏の加護を祈つているが、衆生の病のからだを治すには、温泉にこしたものはない。」

道智はいよいよ熱心に千日の間祈りづけたところ、ついに温泉が湧いたと伝える。

すでに聞いた神とは、これは観音さまが姿を変えて現れたものに違いないといい、土地のよいところを測つて設計し大悲殿をつくつた。すなわち温泉寺である。

一脈の温泉の源は、觀音がひろく衆生民衆を救おうとの心によるものといい、道智上人の加持祈祷の力によるといわれる。

道智上人法師者 不^{クワシカラヌゾグタノ}詳^{タマタマ}何^{スグタノ}許^{タマタマ}人

養老年遊^ニ北但之城崎^一 適^{タマタマ}詣^ス四所神社^一



写60 開山道智上人墓碑

禪唱累日 一夜神現 翁身而告曰
 菩薩、欲利生冥 祈求温泉 治衆生身病
 亦莫溫泉如焉
 法師奉弥懇祈千日遂溫泉涌
 既而及聞神者是觀音之應現也。
 經營大悲殿即溫泉寺也。嗚呼一派溫泉ノ源
 觀音之弘誓海、法師加持之力亦居宣哉
 能已諸疾也。

今茲邑民 法師之碑請為之銘
 余雖不文乃為銘曰
 追惟法師 希世福曰
 為權現為實 寧聖寧賢
 神變不測 適化無方
 焉沸溫泉 遺澤無彊

明和辛卯歲八年（一七七二）五月仲夏 書于南山客舍
 釋鳳存口撰



写61 道智上人像（温泉寺に安置）

浪花 岸殷亮□ 書

「南山客舎」は旅館で書いた。

墓碑銘の冒頭に、「法師ハイヅコノ人ナルヤ詳ナラズ」とある。一説に、奥州羽黒山麓の人で、山岳修験者か、とあるも明らかでない。

高僧による温泉発見の例は全国に数多い。

碑の形式「亀趺」^{きふ}は、中国から始まり朝鮮を経て我が国に伝わる。永く歴代後世に伝える意味で、道智上人像は温泉寺本堂にある。

曼陀羅屋 竹内与七郎

「此度有志願 薬師如來并開山法師上人両御尊像造立ス。其尊木者、元來開山道智上人四所明神祈誓之節御示現之者三本杉木也。則釈迦三尊アリトアリ其杉尊木ニテ彫刻今御像屋 裏書則文控」

薬師如來

養老年中温泉始

開山道智從明神

御示現杉三尊木

其眞木伝今謳彫

干時 文化元年（一八〇四）

七月付遺志 竹内氏家持

（「温泉寺記録」より）

(4) 「錢」の流通と服装

宋錢・明錢

農業生産から体質的な変化をもたらした商品経済も、やがて室町時代を迎えて「商品と錢」の文化を開花させる。

この頃の「錢」とは、中国の「宋錢」「明錢」で銅貨であった。

室町時代の庭園・数寄屋普請・床の間・茶道・能・舞・祇園祭なども「錢経済」の成立とすべて関連がある。宋（九六〇～一二七九）の社会は、中国史上での活動的な商品経済・貨幣経済の社会であった。

ついで明（一二六八～一六四四）という国も、勘合符によって日明貿易が盛んとなつた。このころ明の「永樂錢」は、錢貨としてわが国に多く輸入され、戦国時代・桃山時代をへて江戸時代初期にうけつがれた。

すなわち六百年の長期間、わが国の社会に中国錢は重要な錢貨として通用されてきた。
元禄の頃から「錢」は全国に行きわたつた。「村を廻る乞食、物もらいさえ、錢をもらい歩くようになった」と荻生徂徠はいっている。

江戸時代の「三貨」は、金貨・銀貨・銭貨で、「金貨」は、慶長六年（一六〇一）に貨幣制度が確立し、大判（十両）・小判（一両）・一分金（小判の四分の一）がつくられた。このときの純金率は、大判が六七・七%、小判は八四・三%であった。

「銀貨」は、慶長丁銀（使うとき目方をかけて取引する）、豆板銀、貫（一〇〇〇匁）、匁（目、一〇分）。銀一枚とは四十二匁のこと。のち、寛文十二年（一六七二）に、金一両は五十八匁、三貨の比価は元禄十三年

(一七〇〇) に「金」一両は「銀」六十匁以上であった。

慶長十四年(一六〇九)に、「金」一両は銀五十匁、銭四貫文」と定めた。のちにいろいろ質が變つていった。

つぎに「錢貨」は、前に述べたように中国錢貨(銅)を主として使用していたが、寛永十三年(一六三六)三代家光のとき、駿府から江戸に銀座を移し、初めて一文銭「寛永通宝」を新鑄した。寛文十年(一六七〇)、それ以前の「錢」の使用を禁じた。

「錢」は「文」が単位で、一〇〇〇文が一貫文とされた。「文」以下「分」「厘」とされ、穴あき銭のため、取扱いの便宜上「さし」藁に一貫文(一〇〇〇文)づつ通して持ち歩き、麻に通したものを「青ざし」といつた。

寛文二年(一六六二)、四代家綱は京都方広寺の大仏をこわして、その銅で文銭をつくっている。

元禄の改鑄
鎖国断行の寛永十六年(一六三九)以来、貿易による利潤あがらず、石見・佐渡鉱山からの金・

と天保銭

銀産出も減量し、幕府は社寺修理に浪費が多く、出費は年々増加し商品経済が発展して貨幣が不足、藩札発行の藩さえではじめた。天領の年貢を増すこともできず、対策として諸国の金・銀・銅山を試掘させるとともに、金・銀貨の改鑄をすることにより財政の立直しをはかった。

元禄八年(一六九五)金銀改鑄が命ぜられた。金貨の純金度は、大判は五一・八%、小判は四七・四%、銀貨も純銀度六四%となり、これにより幕府の得た利益は、元禄十六年(一七〇三)までの八年間で四五二万両余に達したという。

しかし幕府の財政は、打ちつづく天災地変で、その後も改鑄を繰返し、悪質銀の増加で金相場は高くなり、

ことに銀を立前とする上方では諸物価が上つて庶民は苦しんだ。

六代家宣時代にかけて、宝永銀・永字銀・三宝銀・四宝銀と、しだいに悪質の銀貨をつくった。四宝銀は銀が二割しかなく銀貨とはいがたいものである。

このころ、庶民に深い関係をもつ「錢」についても、宝永五年（一七〇八）には京都糸割符仲間が二十万貫の運上を出すというので、

銭を請負わせた。いわゆる「大錢」といわれるもので、「寛永通宝」の五倍の重さであるが、質が悪いのに、寛永錢の十倍の値で使わせようとした。いやがる庶民に、必ず使うといふ誓文を出させて強制したのであつた。

正徳四年（一七一四）、この年、御用呉服師に錢を鋳造させている。

「金貨」は公用貨幣、「銀貨」は都市商業の貨幣に対し、「錢」は農民貨幣として日常生活において支払われる小額貨幣として、庶民に大切なものであつた。

天保六年（一八三五）に鋳造された一〇〇文錢が天保錢である。天保錢四十枚（四貫）で一両としたが、のちには百枚で一両となし、明治維新の際には百二十五枚で一両、すなわち「一円」となつた。したがつて、一枚八厘となり、初めの三分の一の率となつた。

一文に二厘足らぬこと。

文久三年（一八六三）に「文久通宝」が鋳造され、寛永錢とともに通用した四文錢である。

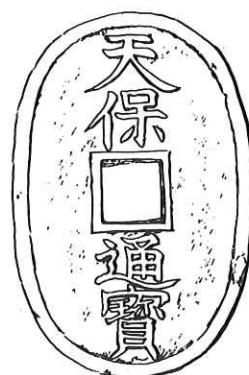


図24 天保通宝（天保6年）

安永元年（一七七二）十一代家斉の頃に、銀貨、南鎌二朱判を発鑄した。「南鎌」とは良質の銀の意味であつて、「南鎌八片を以て小判一両に換える」と刻みこみ、これ一枚で金二朱判とした。

藩札の発行と札場 徳川幕府は終始硬貨主義を通して、経済困難でも紙幣発行はせず、各藩でも財政が窮乏し、幕府の許可を得て藩内限りの通用札を発行して、急場を救う手段とした。

豊岡藩札は、延宝年代（一六七三～一六八〇）二代京極甲斐守高住の頃から発行されている。このころ二方郡対田（いまの浜坂町）にも豊岡藩の札場があつた（出石領でも出石銀札が発行された）。

藩札は地域的に西国で銀本位の経済地に流通していたし、札惣奉行の下で藩庫を札会所とし、札元（民間）は準備金を以て兌換しうることで信用を得て、「札場」で売り捌さばかれる。村方三役の役割が重要で、小引換所は豊岡・久美浜にあつた。一藩領内に限っていたが、豊岡藩の銀札は久美浜代官支配下の城崎・氣多・二方・美含郡内の各村でも盛んに流通していた。

寛政七年（一七九五）己卯正月

一、御札場銀主 是迄ハ久美浜糀屋市郎衛門、湊村林蔵、森尾村源太夫 右三人之處、当春被代 宮津屋三郎右衛門、油屋彦右衛門、鍋屋良右衛門、伊福村太郎右衛門、觀音寺村又右衛門、十二所村利右衛門、栗山村浅右衛門、全村五郎兵衛、上ヶ村清左衛門、右九人に相成候事但シ敷銀御礼三百貫目ニ付貳千両に候

（「豊岡市 烏井家 文書」）

但馬は、生野・中瀬・明延・矢根の銀山が活動した地域であり天領とされていた。

湯鳴の引換会所

安政二年（一八五五）九月美含郡浜組・奥組村々十四カ村では、惣代香住庄村屋勘太夫、若松村庄屋仁左衛門の二代表を以て、京極哲之助陣屋の糸井銀札を豊岡同様に昨年よりも差支えないように引替えをしていた。ところが去月下旬に湯鳴村出張の会所の引き替えが遅れ出し、当月五日より戸じめにし一切引き替えをしない。「わたし共、組合村々は蚕や麻が主な産物であり、この代銀を以て年貢を納めてきた。右、糸井銀札を所持している者が多く引替えがないと、年貢初納に差支え難渋至極である。何とぞ格別の御慈悲を以て、右銀札を急速に引替えるよう、京極哲之助様役場へ掛合つて下され、年貢初納にとどこおりなきようにしていただきたい：（後略）」（大郷長文書）として、銀札発行を願い出ている。

同じく、安政二年八月には、丹後・但馬両国の中で久美浜代官支配の村々が代官所にあてて「：（前略）：村岡・糸井・倉見・杉原其他、銀札近年相増…略」「…略…近來金銀不融通と相成り、別して異国船渡来以後、右銀札引替方時々差滞・海辺漁業・温泉場・縮緬機・蚕糸・炭焼・紙すき等相稼ぎ候村々、別して日用に差支え、難渋仕候義にて…」として、銀札の発行を願い出ているが、こうした史料にも幕末における商品流通や通貨の盛んなありさまを見ることがある。

一、対田札場は、豊岡藩に御藏所がおかれ、寛政八年（一七九六）四月豊岡藩に札場役所がおかれた。誓札一〇二匁をもつていけば、正銀一〇〇匁と引替える規定により、業務が開始されたが、文化八年（一八一〇）正月より領内に銀札が通用することとなり、札高一五〇メが札場に渡された。十三名が五カ年の約

束で世話を引受けたという（『浜坂町史』より）。

一文 錢 三途の川を渡るにも渡し賃が「六文」いるとのことわざがあるが、江戸時代中ごろ京から湯嶋への道中に三ヵ所の渡し場があつたようだ。はじめは桂川の渡し、ついで福知山の土師川、最後は豊岡の京口渡しである。その渡し賃は、いずれも「三文」とある。また江戸時代初期の幕府の御触れ書に、

「旅人は、自炊に薪や柴を使つたときは、木賃として三文を支払へ」とある。

一文銭の必要性は明治までつづいた。

『但州城崎湯嶋道中獨案内』（初版・宝暦十三年（一七六三））に、湯嶋舟の舟賃をつぎのように述べている。「豊岡より湯嶋迄、陸路甚だ難所故、皆川舟にて下る」と述べ、舟賃について（豊岡—湯嶋）、

乗合 一人 「八文」

一艘借切 「一二四文」

六人以上は 一人 「二四文」 増し。

豊岡より一里上流の納屋からは、

乗合 一人 「二〇文」

貸し切り 「六四文」 七人乗り

屋形付 「四六文」 増し

文化三年（一八〇六）の改版には、

豊岡—湯嶋 「三〇文」

納屋—湯嶋 「四七文」

とあることをみれば、四十三年後の舟賃は二倍以上となつて、物価騰貴の波にのり、豊岡を含む下流の川舟賃が倍増しとなつたことがわかる。

文化四年（一八〇七）春、五代三井高陽はるの妻・静が、京を発して城崎で約一ヶ月六廻りの入湯をしているが、その「控帳」に桂川渡し賃は六文とある。

湯嶋への旅人は往復の一部を、円山川を渡つて飯谷峠・三原峠を越す人々も多く、その渡舟賃についてつぎのように記している。

飯谷—湯嶋 一二文

樂々浦—湯嶋 一〇文

とある。

金銀、銭貨 換算表 江戸時代

金 一両＝四分＝一六朱

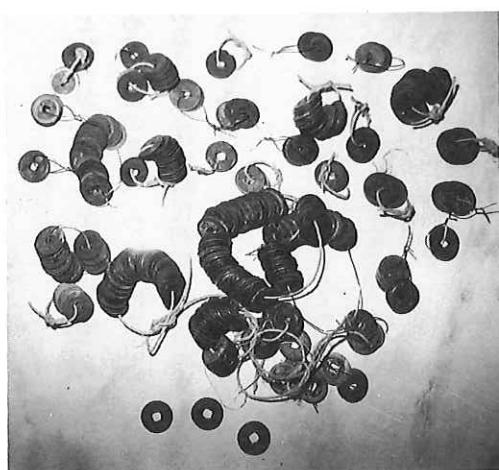
銀 一貫＝一〇〇〇匁＝一万分

錢 一貫＝一〇〇〇文

平均的な公定換算率

一両＝六〇匁＝四〇〇〇文

一両＝銀四匁三分＝一朱銀一六



写62 一文銭束 (瀬崎藤右衛門氏蔵)

一匁 \parallel 一〇〇文

一疋 \parallel 一〇文（または二五文）

一貫 \parallel 一〇〇〇文

一文 \parallel 一厘

「百相場」の経済という言葉があり、百文について物品いくらという意味である。

金一両は錢四貫文が公定相場であつたがその後つぎのように變つていった。

○明和末（一七七二）五貫文（十代家治）

○寛政末（一八〇〇）六貫文（十一代家斉）

○文久（一八六二）八貫文（十四代家茂）

○慶応末（一八六八）一〇貫七〇〇文（十五代慶喜）

米遣い経済の世であつたから、米と比較してみると庶民の生活の苦しさが時代とともに加わることがわかる。

いま「百相場」で米の価格を表にしてみると、



写63 一文銭
(瀬崎藤右衛門氏蔵)

表16 年代別米価表

年	代	百	相	場	年	代	百	相	場
享保十八年（一七三三）	一升二合				文化二年（一八〇五）	八合			
宝暦二年（一七五二）	三升				天保五年（一八三四）	六合九勺			
明和七年（一七七〇）	九合				同七年（一八三六）	四合			
天明二年（一七八二）	八合				弘化二年（一八四五）	五合四勺			
同四年（一七八四）	五合五勺				安政五年（一八五八）	六合二勺			
同七年（一七八七）	玄米三合五勺	（大ききん）			文久元年（一八六二）	三合八勺			
寛政三年（一七九二）	一升七合				慶応三年（一八六七）	一合一勺			

幕末のころ、女子の内職一日二〇〇文、住込み職人一ヵ月三貫文、文政のころ、大工手間、日当四七〇匁であった。

祭りと団七
歌舞伎が江戸時代の民衆生活のさまざまな面におよぼした影響は大きかつたが、とりわけ人気のよそおい

役者の工夫や好みが、市井の衣装の流行に大きな役割を果した。

元禄九年（一六九六）版の『女重宝記』には、「時はやりもようは、大かた歌舞伎芝居より出るなれば……」とあるから、歌舞伎が江戸、上方の衣装に影響を与えることが顯著になつたのは、元禄時代からであろう。

京の役者、佐野川市松の舞台衣裳から出た市松染で、古くからある石置模様だが市松が用いたので市松模様の名を後世にのこした。

城崎のだんじり祭りに若衆の着る「だんひち」も、大坂の役者「夏祭浪速鑑」の団七の装いが起源であると伝えている。

幕府は天和二年（一六八二）二月、金沙・縫・惣鹿子その他「美衣装禁止令」を数回にわたり発令しているが、世の風潮は法の力を以てしても阻止することは出来ず、「御法度は表向きでは守り、内証は鹿ノ子類様々調へ：」（貞享二年版『西鶴本朝二十不孝』）などとあるように、法に背いても美服を追い求める傾向は跡を絶たなかつた。

享保時代（一七一六～一七三六）、勤儉政策により濃艶な風俗は姿を消したが、友禪染めの技術が進歩完成して、小袖の上部の背・袖・襟脇に「紋」、伊達紋と称した花鳥・山水・文字などを丸く図案化したり、家紋を染めぬいたりすることが流行した。

地質は綸子のほか縮緬が多く使用されたが、これは機械技術の進歩で多量生産されるようになつたからである。

江戸の末期天保時代（一八三〇～一八四四）、衣裳はすべて行きつくところまで行つた觀があり、すなわち全体の傾向として、男女ともに縞物を庄倒的に、模様物は女子の晴着・式服に用いられるにすぎぬ。小袖以外の衣裳は、浴衣・半天・法被・丹前・袴・股引き類・前垂・腹掛け等、江戸時代の衣裳のすべてが、この時代までに意匠された。

「きのさきの話」（城崎観光協会発行）の一節に、「：團七の装いのような、ハッピをつけ黒しゅすのもひき姿…、ちりめんの座布団を二つ折りにして両肩から首にくくりつけ…、又、パッチの紐の上からちりめんの帶をしめ」、「以前は、立派な友禪模様の色どりもあやなじゅばんを一枚位ハッピの下に着こんでかくし祭りに出た。山車の争いにいつかえり元が乱れるにつれ下の友禪模様のはなやかなじゅばんが見え、何

ともいえぬあでやかさであった。一年中の男の見せどころとして、湯に磨かれた湯嶋の若衆のだて姿がしのばれて、ゆかし……と古老は語る、と記してある。

「だんじり祭のいわれ」と題して、昭和五十五年五月以降五回にわたり、公民館主催の研究発表会が開催されたが、そのなかでつぎのように述べられている。

「城崎のだんじりの型、太鼓、鉦の音、若衆の派手な服装等、大阪の天満まつりの風を伝えている。田舎のまつりにしては極めて派手で華麗である。」また記録文書によれば、「起源も、明和（一七六四）以前に遡り、上方風・元禄風の遺構、衣裳・職制を今に残している……」

このことは取りも直さず、城崎温泉・湯嶋の地が但馬の辺鄙の地にありながら、都人や浪速人のいわゆる上方文化の移入の影響によるといつてよからう。城崎（ゆしま）が、城下町出石、商人どころの豊岡にくらべ、なにかのんびりムードと派手好みの気風がうかがえる。

第三節 円山川の舟運と湯嶋舟

(1) 回船業の発達と内陸水路

円山川 円山川の舟運の歴史は古い。古代・中世を通して、但馬の母なる川として生活にかかわってきた。しかし円山川の舟運の本格的な利用は中世から明治末までで、とくにその全盛は江戸時代になつてからである。